

平成18年11月宮崎県定例県議会

平成17年度普通会計決算特別委員会  
文教警察企業分科会会議録

平成18年11月30日～12月1日

場 所 第3委員会室

平成18年11月30日（木曜日）

少年課長	大町正行
交通部参事官兼 運転免許課長	白方寛
交通規制課長	中園雅夫

午前10時28分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成17年度決算の認定について

出席委員（8人）

主査	外山良治
副主査	湯浅一弘
委員	松井繁夫
委員	外山三博
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	十屋幸平
委員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	吉田尚正
警務部長	田畑勝己
警務部参事官兼 首席監察官	柄本憲生
生活安全部長	井上光司
刑事部長	石村明朗
交通部長	伊藤榮啓
警備部長	田崎三男
警務部参事官	谷口数雄
警務部参事官兼 会計課長	椎康一
生活安全部参事官 兼地域課長	柏田憲一
総務課長	松井宏益
生活安全企画課長	椎木伸一

教育委員会

教育長	高山耕吉
教育次長 (総括)	石野田幸蔵
教育次長 (教育政策担当)	前田博
教育次長 (教育振興担当)	福島信雄
総務課長	梅原誠史
政策企画監	満丸洋一
財務福利課長	小田正一
学校政策課長	飛田洋
学校支援監	白川智
特別支援教育室長	渋谷弘二
教職員課長	谷村學
生涯学習課長	豊島美敏
スポーツ振興課長	坂口和隆
文化財課長	米良弘康
人権同和教育室長	遠目塚勉

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩義広
議事課主任主事	大野誠一

○外山良治主査 ただいまから、普通会計決算特別委員会文教警察企業分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治主査 それでは、そのように決定い

たします。

次に、11月28日の本会議終了後に開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、執行部の説明は、お手元に配付の説明要領により行われますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審議の進め方についてであります。その場合には、主査において他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時37分再開

**○外山良治主査** 分科会を再開いたします。

それでは、平成17年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○吉田警察本部長** 主査を初め委員の皆様方には、警察署庁舎の建設を初めといたしまして、交通安全施設、警察装備資機材等の整備につきまして、多大な御支援をいただいておりますことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。今後とも、警察業務全般にわたりまして、御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、平成17年度に実施いたしました宮崎県総合長期計画「元気みやざき創造計画」に基づく公安委員会関係の主な施策について御説明いたします。

お手元に差し上げております資料1「決算特別委員会資料 公安委員会」の1ページをごらんください。

資料の1ページには、宮崎県総合長期計画元気みやざき創造計画に基づきます施策の体系表に沿いまして、平成17年度主要施策の成果に関する報告書と整合性を持たせた体系表をお示しております。

まず、横長の資料の一番左側に将来像というところがございますけれども、この将来像の「未来を拓く人が育つ社会」という項目、これに寄与するために、主な施策として社会環境の改善と少年の非行防止及び保護活動の推進、こういう施策を推進しております。これは、右端の(1)というところに掲げております。

同じく、将来像の2番目のところに、「安全で安心して暮らせる社会」という項目がございます。これに寄与する施策として、右の方にまた移っていただきますけれども、地域で支える安全で安心なまちづくりの推進、あるいは犯罪等の抑止対策や捜査力の強化、一番下の方にございます防災対策の充実、こういった施策を積極的に推進してまいりました。

次に、資料2をごらんください。

「平成17年宮崎県警察運営方針」という表題が掲げてございますが、この方針のとおり、運営方針を2行目にございます「県民の期待と信頼にこたえる警察」と定めております。

この方針を実現いたしますために、運営重点といたしまして6つの項目を掲げております。記載のとおりでございますけれども、街頭犯罪

等県民に身近な犯罪の抑止と検挙、交通死亡事故の抑止、組織犯罪の封圧と銃器・薬物事犯の根絶、少年の健全育成と非行防止、テロの未然防止と重大事案対策の推進、被害者支援の推進、この6項目を掲げております。全警察職員が一丸となりまして、各種警察活動を推進いたしまして、治安の維持に努めてまいったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、平成17年度におけます主要施策の成果及び普通会計決算の内容につきましては、警務部長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

○田畑警務部長 それでは、警察本部の平成17年度決算の概要について御説明をいたします。

お手元の資料の1「平成17年度決算特別委員会資料」の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成17年度決算事項別明細総括表について御説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額298億2,587万707円、支出済額296億7,505万9,401円、翌年度明許繰越額3,100万円、不用額1億1,981万1,306円、執行率99.49%となっております。

次に、3ページからの平成17年度決算事項別明細説明資料をごらんいただきたいと思います。

まず、(項)1警察管理費でございますが、(目)1公安委員会費につきましては、予算額1,647万9,000円、支出済額1,524万5,104円、不用額123万3,896円、執行率92.51%でありました。

公安委員会費は、公安委員の報酬及び公安委員会の運営に要する経費でございますが、その不用額の主なものは、警察署協議会委員報酬の

減でございます。これは、警察署協議会が事件等で開催できなかつたり、あるいは委員がやむを得ず欠席になった分の報酬が不用額となったものでございます。

次に、(目)2警察本部費につきましては、予算額230億3,765万707円、支出済額229億9,219万9,036円、不用額4,545万1,671円、執行率99.80%でございました。

警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する経費でございますが、その不用額の主なものは、休日給・特殊勤務手当の減、職員共済費の減、育児休業等代替臨時職員賃金の減、そして4ページに移りまして、家族報償費等の減、赴任旅費等の減などがございます。

このうち、不用額の大きい休日給・特殊勤務手当の減でございますが、休日給は、国民の祝日等に勤務した職員に支給されるものでございまして、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務などに従事する職員に支給される手当でございます。これらの予算は、勤務実績支給不足が生じないように措置しておりまして、いずれもその勤務実績が予定よりも少なかったため、不用額となったものでございます。

次に、4ページの中ほどをごらんいただきたいと思います。

(目)3装備費につきましては、予算額5億8,063万5,000円、支出済額5億7,948万2,130円、不用額115万2,870円、執行率99.80%でございました。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費でございますが、その不用額の主なものは、装備資機材維持点検手数料等の減でございます。これは、機動隊で使用します潜水機器の定期点検手数料の入札残などが不用額と

なったものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思っております。

(目) 4 警察施設費につきましては、予算額27億2,623万4,000円、支出済額27億2,094万7,297円、不用額528万6,703円、執行率99.81%でございます。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費でございますが、その不用額の主なものは、貯水槽清掃等庁舎維持管理手数料等の減、庁舎維持管理関係工事費等の減、延岡警察署庁舎関係備品購入費等の減でございます。

このうち、不用額の大きい庁舎維持管理関係工事費等の減でございますが、これは交番等を含む庁舎の改修・補修等工事の入札残が不用額となったものでございます。

次に、(目) 5 運転免許費につきましては、予算額6億209万9,000円、支出済額5億8,533万9,474円、不用額1,675万9,526円、執行率97.22%でございます。

運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習その他、運転免許事務処理に要する経費でございますが、その不用額の主なものは、6ページに移りまして、高齢者講習、運転免許取得時講習委託料等の減でございます。

高齢者講習及び運転免許取得時講習につきましては、指定自動車学校に講習を委託しておりまして、受講した人数に応じて委託料を支払う単価契約としております。その予算は、受講者数に対して不足が生じないように措置しておりますのでありますが、実際に受講した人数が予測した人数を下回ったために不用額となったものでございます。

次に、(項) 2 警察活動費、(目) 1 警察活動

費につきましては、予算額28億6,277万3,000円、支出済額27億8,184万6,360円、翌年度明許繰越額3,100万円、不用額4,992万6,640円、執行率97.17%でございます。

警察活動費は、警察活動全般に要する経費や信号機の改良・新設など交通安全施設の整備などに要する経費でございますが、その不用額の主なものは、捜査報償費等の減、警察活動旅費の減、留置人給食費等の減、警察電話専用料等の減、交通安全指導員委託料等の減、信号機専用回線料等の減でございます。

このうち、不用額の大きい交通安全指導員委託料等の減でございますが、これは宮崎県交通安全協会に委託している交通安全教育及び街頭指導についての委託料でございますが、その活動を行っている交通安全指導員が中途退職したことなどによる人件費の減などが不用額となったものでございます。

また、信号機専用回線料等の減でございますが、信号機等の専用回線使用料につきまして、安価な契約に見直したことなどにより節約できたことで不用額となったものでございます。

翌年度明許繰越額の3,100万円は、信号機等のデザインポール共架整備事業でありまして、電線を地下配線した上で交差点に信号機を設置する事業でございますが、道路管理者の関連工事が年度内に終了しなかったため、3つの交差点分の事業費を平成18年度に繰り越したものでございます。

以上で、平成17年度決算事項別説明を終わります。

続きまして、平成17年度主要施策の成果について御説明いたしますが、今回、主要施策の成果に関する報告書の記載が変更になりましたので、まず初めに変更点と説明方法について御説

明をいたします。

表紙から4枚目をめくっていただき、5枚目のページをごらんいただきたいと思います。

今回の変更点につきましては、そこに記載されているとおりでございますが、具体的に警察本部の報告書をごらんいただきながら説明をいたしますので、次に451ページをお開きいただきたいと思います。

まず、「未来を拓く人が育つ社会」から3行下の(1)社会環境の改善と少年の非行防止及び保護活動の推進までは、施策体系であります、これは元気みやざき創造計画の施策体系により記載をいたしております。

次に、施策の目標であります、政策評価における施策評価シートから引用したものであります。

なお、施策評価シートにつきましては、A4判の10センチ幅のドッチファイル2冊の膨大な量になるため、お配りはしてございませんけれども、県庁ホームページで確認できるほか、議会図書室にも備えてあるというものでございます。

次に、施策推進のための主な事業及び実績でございますが、平成17年度重点施策の説明に記載した事業のうち、政策評価において事業評価を行った事業を中心に記載しております。なお、記載方法につきましては、昨年度と同様といたしております。

次に、施策の推進状況であります、施策の目標と同じく、施策評価シートから引用しております。推進状況を示しますA、B、C、Dであります、これはすぐ上にあります施策推進のための主な事業及び実績の評価ではなく、その上にあります施策の目標に対する評価でございます。

施策の目標には、他の部局や他の課の施策が含まれているものが多いため、一概に警察本部の事業だけの評価ではございません。したがって、これから行います説明では、この施策の推進状況につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、施策の成果指標・数値目標等ありますが、施策評価シートに掲げている施策の指標を引用しております。

次に、施策の評価でございますが、原則として、施策評価シートの評価を引用して記載しておるところでございます。

以上が変更点でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきたいというふうに思います。

451ページの4行目、(1)の施策、社会環境の改善と少年の非行防止及び保護活動の推進につきまして、主な事業であります少年サポートセンター運営事業に取り組み、警察本部及び宮崎北警察署を初めとする6警察署に設置しております少年サポートセンターを中心といたしまして、不良行為少年1万3,493人を補導したほか、小・中・高校等を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を182校189回開催し、あるいは犯罪被害少年31人の立ち直り支援や少年相談を合計731件受理するなど、少年の非行防止と保護活動を推進いたしました。

成果指標は、平成17年の少年人口1,000人当たりの刑法犯少年数が、年間の目標13.87人に対して実績が14.76人となり、非行防止等教室の開催回数は、年間開催目標181回に対しまして189回を開催しております。

施策の評価であります、今後も引き続き効

果的な補導活動及び非行の未然防止活動を推進し、また、学校との連携をさらに強化するとともに、「地域の子供は地域で守る」との住民の意識を高める広報活動を充実させつつ、少年の規範意識を高めることが重要な課題であるというふうに考えております。

次に、453ページをお開きいただきたいと思います。

4行目、(1)の施策、地域で支える安全で安心なまちづくりの推進につきましては、主な事業でございます宮崎県防犯協会連合会補助金事業に取り組み、宮崎県防犯協会連合会に対しまして225万円の補助を行い、県民一人一人に犯罪の未然防止の必要性や重要性を促し、個々の安全意識や地域の連帯感を向上させることを目的として、広報誌「防犯みやざき」を年5回22万部発行いたしました。

成果指標は、平成17年度の自主防犯活動に取り組んでいる団体数が、92団体の目標に対しまして132団体取り組み、地域安全マップ作成取り組み数は、10件の目標に対しまして79件が作成されました。

施策の評価でございますが、安全で安心なまちづくりにつきましては、県民の機運の醸成が図られておりますが、今後は振り込め詐欺やサイバー犯罪の被害防止を図るため、タイムリーかつ実効性のある広報活動を促進していくことが課題でありまして、また、自主防犯活動につきましては、自主防犯団体による防犯活動が促進されておりますが、今後は自主防犯団体に対するリーダー育成等の支援を行い、地域コミュニティの再生を図ることが課題であるというふうに考えております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(2)の施策、犯罪に強い社会システムの構

築につきましては、主な事業でございますA P R形警察移動通信システムの無線機等整備事業、街頭犯罪抑止のための交番機能強化事業、県民からの相談に対応する警察安全相談強化事業に取り組みました。

このうち、新規事業でございますA P R形警察移動通信システムの無線機等整備事業と決算額が前年度より大きくふえております街頭犯罪抑止のための交番機能強化事業について御説明いたしますと、まず、A P R形警察移動通信システムの無線機等整備事業でございますが、旧型の警察無線機477機を新型のA P R形移動用無線機に更新整備し、警察無線の感度の悪い、いわゆる不感地帯の解消等を図り、事件・事故・災害に迅速・的確に対応いたしました。

また、街頭犯罪抑止のための交番機能強化事業でございますが、交番相談員を10名増員して、県下8警察署33交番に33名を配置し、一部の業務を交番勤務員にかわって行わせることによりまして、いつでも交番にいてほしい、パトロール活動を強化してほしいという県民の要望にこたえるなど、交番機能の強化を図ったところでございます。

成果指標は、平成17年のインターネットを利用したセーフティネットワークへの加入件数、目標値900件に対しまして2,153件の加入となりました。

次のページをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

施策の評価であります。地域住民の防犯意識は高まりつつありますが、セーフティネットワークへの加入件数が、県全体の人口からすると、まだまだ不十分でございますので、今後、加入者を拡大していくことが課題であるというふうに考えております。

また、空き交番対策やパトロール強化など、県民の不安感を取り除くシステムは整備されつつありますが、今後さらに警察安全相談業務の充実と空き交番の解消を図ることによりまして、警察官のパトロールを強化するとともに、警備業の育成推進については、今後さらに円滑な検定業務を推進して、警備業の活用による犯罪防止対策を図ることが課題であるというふうに考えております。

次に、2) 犯罪やテロ対策の推進の(1)の施策、犯罪等の抑止対策や捜査力の強化につきまして、次のページにあります事業所暴力団等排除責任者講習事業、DNA型鑑定資器材の強化事業、国際化対策強化事業、立てこもり事件等対応突入用装備資機材整備事業、指紋情報高度利用システム整備事業、サイバー犯罪対策推進事業を主な事業として取り組みました。

このうち、DNA型鑑定資器材の強化事業と新規事業であります立てこもり事件等対応突入用装備資機材整備事業について御説明いたしますと、まず、DNA型鑑定資器材の強化事業であります、DNA型鑑定装置は精密機器であり、公判維持のためには極めて高い精度が要求されますので、定期的な保守点検を行いながら、これまで最高の389事件の鑑定を行いました。

また、立てこもり事件等対応突入用装備資機材整備事業でございますが、重要凶悪事件で被疑者が立てこもった場合などに、被害者や捜査員等の身体の安全確保と早期事件解決を図るため、対刃防護衣セット9式並びに難燃用スーツ及び突入装備品6式を整備いたしました。

次のページをごらんいただきたいと思います。

成果指標は、平成17年の刑法犯認知件数が1万2,700件の目標に対しまして1万2,030件に抑えられ、重要犯罪検挙率、目標値79.6%に対し

まして73.3%の実績でございました。

施策の評価であります、重要犯罪検挙率は昨年を下回りましたが、刑法犯認知件数は減少し、刑法犯全体の検挙率、街頭犯罪の抑止と検挙率は順調に向上しておりますので、今後は県民と行政が一体となった防犯体制を確立し、犯罪の抑止を図るとともに、重要犯罪や街頭犯罪等、県民が身近に不安を感じている犯罪の検挙を向上させる必要があるというふうに考えております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(2)の施策、治安基盤の整備・充実につきまして、主な事業でございます警察業務電算化推進事業、交番、駐在所庁舎整備事業、警察職員宿舎調査事業、延岡警察署庁舎建設整備事業に取り組みました。

このうち、新規事業でございます警察職員宿舎調査事業と決算額が前年度より大きくふえております延岡警察署庁舎建設整備事業について御説明をいたしたいと思います。

まず、警察職員宿舎調査事業でございますが、現在、延岡市緑ヶ丘に建設中の警察職員宿舎につきまして、PFI的手法による建設手法の調査をコンサルティング事業者に業務委託したものでございます。

次に、延岡警察署庁舎建設整備事業でございますが、多様化している警察事象に対しまして、迅速・的確に対応するため、県北地区の治安維持の拠点基地として、総事業費約26億3,000万円をかけまして、延岡警察署の新庁舎を建設いたしました。

成果指標は、平成17年度の空き交番の解消率、目標値49.3%に対しまして、目標値どおり解消しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。



施策の評価でございますが、警察署や交番、駐在所などの警察施設が計画的に整備されまして、生活安全センターとしての役割を果たすことが可能となりましたが、今後新たに建てかえる施設につきましては、コスト縮減に有効なPFI等による建設手法の導入検討や、市町村合併、人口移動に対応した交番、駐在所の統廃合につきましても検討しながら、整備を進めていく必要があるというふうに考えております。

また、人的基盤につきましては、計画的に増員されて、おおむね順調に整備されておりますが、今後、大量退職・採用期に備えて、組織の執行力の確保や優秀な人材の育成が課題でありまして、警察電算基盤につきましては、日々変化していく犯罪形態に対応できる体制の整備が今後の課題であるというふうに考えております。

次に、3) 犯罪被害者を支える社会づくりの(1)の施策、犯罪被害者支援の推進につきまして、主な事業として、犯罪被害者援助団体への業務委託事業と、次のページの犯罪被害者対策推進事業に取り組みました。

このうち、犯罪被害者援助団体への業務委託事業について御説明をいたしますと、犯罪被害者支援業務を社団法人宮崎犯罪被害者支援センターに委託し、電話・面接相談受理や付き添い等の直接支援を604回、専門家による法律相談・カウンセリング等を134回実施いたしました。

成果指標は、平成17年の犯罪被害者支援活動に関心のある県民の割合、目標値65%に対しまして61.7%の実績でございました。

施策の評価でございますが、犯罪被害者支援のための各種施策が効果的に推進され、被害者等早期支援体制についても強化されるなど、一定の成果が得られておりますが、今後はさらなる県民の意識啓発を推進していくことが課題で

あるというふうに考えております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

4) 交通安全対策の推進の(1)の施策、県民の交通安全意識の高揚につきましては、主な事業といたしまして、交通安全指導員委託事業、違反者・処分者講習委託事業、運転免許試験場コースの一般開放事業と、次のページの高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業に取り組みました。

このうち、交通安全指導員委託事業、高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業について御説明いたしますと、まず、交通安全指導員委託事業でございますが、県下に56人配置された交通安全指導員が、主として子供や高齢者を交通事故から守るための各種の安全活動を実施しております。平成17年中は、交通安全教育を1,796回実施し、また、約2万人の高齢者宅を訪問して個別指導を実施するなど、交通安全意識の高揚を図りました。

また、高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業につきましては、高齢者の道路横断中の事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを活用して参加・体験型の交通安全教育を県内各地の公民館等で24回実施し、高齢者の安全意識の高揚を図りました。

成果指標は、平成17年の交通安全指導員による交通安全教育実施数、目標値19万人に対しまして18万714人の実績でございました。

施策の評価でございますが、県民の交通安全意識の高揚を図られているものの、交通事故件数が過去最高となり、高齢化の進展等に伴い、高齢者関与の事故が増加しておりますことから、高齢者を対象とした交通安全教育のさらなる推進が今後の課題であるというふうに考えております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

(2)の施策、交通秩序の維持につきまして、主な事業といたしましては、レーダースピードメーター整備事業、暴走族壊滅作戦推進事業、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業に取り組みました。

このうち、新規事業でございます放置駐車違反処理・管理システム等整備事業につきまして御説明いたしますと、本年6月1日から施行された新たな駐車法制に備えて、放置駐車違反処理・管理システムを導入いたしました。

成果指標は、平成17年の指定5種違反に起因する人身事故件数の割合、目標値12.5%に対しまして11.1%に減少させたところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

施策の評価でございますが、重点を指向した交通指導取り締まりにより、県内の交通事故死者数は43年ぶりに80人を下回り、交通死亡事故抑止に一定の成果が得られております。

しかしながら、交通量の増大のほか、高齢者関与事故の増加などにより、人身事故件数は1万件を超えておりますので、今後も悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取り締まりが課題であるというふうに考えております。

また、暴走族対策につきましては、暴走族グループをすべて解体したところでございますが、引き続き取り締まりの強化と追放機運の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、(3)の施策、安全・安心な交通環境の整備につきましては、主な事業といたしまして、道路交通情報提供業務委託事業と次のページの交通安全施設整備事業に取り組みました。

このうち、交通安全施設整備事業について御説明いたしますと、情報収集提供装置26基の整

備を初め、信号機新設17基や道路標識・標示などの整備により、歩行者、自転車利用者、運転者の安全性・快適性の確保を図ったところでございます。

成果指標は、平成17年度の信号機・歩道など交通安全施設の整備箇所数の累計、目標値2,172カ所に対しまして目標どおり整備をいたしました。

施策の評価でございますが、信号機や道路標識などの交通安全施設の整備により、安全・快適で環境にやさしい交通社会が実現されつつあると考えており、おおむね一定の成果が得られております。

しかしながら、自動車台数、運転免許人口の増加等に伴い、交通事故件数が依然として増加傾向にあり、運転者だけでなく、県民各層から信号機の新設整備の要望が多くなっております。

このため、これら要望と交通事故発生状況や交通量調査等の結果を勘案して、必要性、緊急性の高い箇所から整備していくことが今後の課題であるというふうに考えております。

次のページをごらんください。

3行目、(1)の施策、防災対策の充実につきまして、主な事業といたしましては、大規模災害対策資器材、つまりヘリテレ等の整備事業、災害警備対策の充実強化事業、交通安全施設の災害対策強化事業に取り組みました。

このうち、交通安全施設の災害対策強化事業について御説明をいたしますと、国道10号など幹線道路の主要交差点の信号機に、停電時に対応できる自動起動型信号機電源付加装置5基を設置したほか、信号機の柱をコンクリート製のものから金属製の鋼管柱に取り換え、大規模災害等に備えました。

なお、本施策につきましては、災害の発生に

対する具体的な数値目標をあらわすことが困難でございますことから、警察本部としての成果指標は掲げておりません。

施策の評価でございますが、防災関係機関との連携強化と初動体制の確立につきましては、災害対処能力の向上が図られました。昨年の台風14号における災害救助活動で判明いたしました救助活動に必要な装備資器材の整備と操作取り扱いの習熟及び部隊の自活能力のさらなる向上を図ることが今後の課題でありまして、また、交通安全施設につきましては、耐震・耐久性の向上を図り、計画的な整備を推進していくことが課題であるというふうに考えております。

以上で、平成17年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わらせていただきます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

**○外山良治主査** 執行部の説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

**○山口委員** 主要施策の成果に関する報告書451ページに関連し、二、三お尋ねいたします。

未来を拓く人が育つ社会の施策の中で青少年の健全育成にいろいろ取り組まれておりますが、例えば不良行為少年の補導1万3,493人となっておりますが、これは延べ人数ではなくて、純粋人数が1万3,493と理解をしてよろしいんですか。もしそうであれば、再犯みたいなそういうのを加えますと、実数、件数と言うんですか、人員じゃなくて、件数としてはかなり上ると考えてよろしいですか。ちょっと実態をお聞かせください。

**○井上生活安全部長** 不良行為少年の補導状況

であります。この件数は、1人で夜間徘徊ということがあります。その場合に、たばこを持っていたとか、飲酒をしているとか、そういう場合もあると思いますが、人数のカウントはその一人一人のカウントがしてあります。件数としては別なんです、\*人数は延べ人数ではございません。実数であります。ちなみに、ことしであります、昨年と比べて大分減少はしておりますが、10月末現在では約9,400ちょっとを補導しておるといってございます。

**○山口委員** そういう意味では、実人員が1万3,493人ということで、またおまえやっただじやないかという、延べ人数にしたら、そのカウントはしてるんですか。

**○井上生活安全部長** 延べ人数のカウントは、ちょっとここにデータを持ってません。

**○山口委員** 後ほどでいいです。それに関連し、薬物関係の検挙人数9名で、前年に比べ5名減少ということで、総数としては少ないんですが、この者の中にもやはり再犯者というのはいらっしゃいますか。

**○井上生活安全部長** 薬物も、シンナーとかであります、再犯者がこのうち何名かというのは、また後ほど出したいと思っております。資料を持ち合わせておりません。

**○山口委員** 452ページに実施状況が出ていますが、今日問題となっております未成年の飲酒、喫煙、これで補導されたものとは別として、飲酒を勧めた店あるいはたばこを売った店ということで、警察の方からの注意とかあるいは検挙というのはいらっしゃいますか。

**○井上生活安全部長** たばこの販売店あるいは酒の販売店等で、未成年に販売して警察から注意された、あるいは検挙されたという事例はご

※16ページに訂正発言あり

ざいませぬ。

○山口委員 わかりました。

454ページの犯罪に強い社会システムの構築の中でお聞かせください。APR形警察移動通信システムの無線機等の整備ということで、477機の整備となっております、説明の中では、この結果、感度も上がり、不感地帯の解消が進められたとなっておりますが、これは警察装備能力の守秘義務があれば答えなくて結構ですが、すべて取りかえられたと考えてよろしいのでしょうか。一部であり、また、年度で、何年か計画でそれぞれ新規のものに取りかえていくという考えでよろしいのでしょうか。そして、いま一つは、携帯電話と違って、どこでもここでも売っているものではありませんから、例えばこういうものの整備に当たっては、入札というのほどのような形で行われているのでしょうか。説明でできる範囲でお願いいたします。

○椎会計課長 お答えします。APR無線機の整備事業についてですけれども、県費で整備しておる分については、すべて終了しております。国費で措置するものについては、現在その作業を進めておるところであります。

○山口委員 わかりました。国費で進めてる分については、年次計画を立てて何年度までに終了という形でやってるんですか。それとも、国からその都度来る予算なり、機材等をそのまま引き受けているという形なんですか。

○椎会計課長 単年度で終了することになっております。

○山口委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、457ページですが、施策の成果指標・数値目標等ということで、俗に言うマニフェストですよね。いつも私ども指摘を申し上

げてますが、行政の経費はすべて税で賄われていると言っても過言じゃありません。ですから、国民の税で運営する行政は、その成果を上げるために一つの目標を立てる、それに対してどう解決を図るかとか、目標到達のためにどのような施策を展開するかという意味でのマニフェストは、それなりに価値があり、非常に県民としても見やすい部分だと思います。その中で、この刑法犯認知件数の目標値というのがあるんですね。私ども新年度以降に編成された常任委員会ですから、従来目標値というのではなくて、これは17年度からということで、私の場合いきさつがよくわからないんですが、結果として実績値はわかるんですけども、目標値という設定をしなければならないのか、それとも、どういう根拠といたしまししょうか、基準といたしまししょうか、それを重ねて1万2,700というのが出てくるんですか。お聞かせくださいませぬか。

○石村刑事部長 治安を回復するために、主として街頭犯罪等を抑止しようということで進めておりますが、治安回復のためには、まず発生した事件を検挙すること、さらに発生を抑えること、この2つであります。この抑える部分につきまして、どれほど抑えるかという一つの目標を決めて防犯対策その他を進めていこうということで、17年は——生活安全部の方の数字であります、例えば16年の発生について10%抑えよう、あるいは15%抑え込もうという目標数値を立てて、それをこの数字にしたものと思います。

○山口委員 抑えようという表現がありましたから、ある意味では安心をしました。何かこういう目標値というのを立てると、無理してでも事件をつくらなければいけないんじゃないかという、後退したといたしまししょうか、悪いものを

僕ら想像してしまうんですね。果たしてこれは事件になるのだろうかと思ひながら、いやいや目標値があるから何としても事件にしまさないと、じゃなくて、じゃなくて、もともと対前年度の数値を一つの目標として、1割減なら1割減に抑え込もうというスタンスということで安心をいたしました。

459ページ、交番等の整備状況というのがございまして、基本的な話なんですけど、現在、交番・駐在所というのは何カ所あるんですか。教えてください。

**○井上生活安全部長** 現在、県下に交番は62施設ございます。駐在所につきましては、111駐在所がございまして、合計173施設でございます。

**○山口委員** わかりました。トータル173というのを、この年間の件数で割っていきますと、建てかえを3件ないし4件ということになりますと、回ってくるのが55年から60年、そりゃ永久建築でやったとしてもぎりぎりですよ。平成13年度は7件の建てかえをやっておきながら、年を追うごとにだんだんだんだん少なくなってきたというのは、そういった必要がもうなくなってきたんですか。それとも、トータルの予算の中でちょっと我慢をしてくださないと、こういうことでこれは減ってきたのですか。どちらなんですか。

**○椎会計課長** 一応財政当局との申し合わせによりまして目安を設けております。木造建築については、あるいはコンクリートブロックについては何年ということを目安を設けておきまして、ある程度の今、財政状況がありまして、施設としてはこれぐらいを年次計画で整備していくということで、ある程度の申し合わせで整備を進めておるところであります。

**○山口委員** 先立つものは予算だとか金だと言

えばそれまでなんですけど、例えば今年度の私どももそうでしたし、3年前もそうでしたか、例えて言いますと、日之影駐在所、この老朽化とか位置の場所的部分で視察をさせていただきました。素人が見たとしても、10人が10人、あの場所が最適地とはだれも思ってませんし、建物そのものも老朽化してきてるわけですよ。ですから、単純計算の173カ所を3件ないし4件といたら、60年に1回しか回ってこない。しかし、それはここにある治安基盤の整備とかいうことを基本にしますと、必ずしも財政ベースのみで、じゃあこれぐらいの件数でいこうというものではなくて、ここに書いてある市町村合併に伴う町全体の都市形態の変化等も含めて、金銭的なものだけではなくて、住民の治安維持とか向上という立場からは、むしろその枠外でも、頑張っても予算を確保すべきではないかと思うんですね。例えて申し上げた日之影なんていうのは、どのような議論をされてきたんですか。あのような場所というのはまだなんですか。

**○椎会計課長** 日之影の事情はちょっと私もわかりかねますので、資料があればお答えできると思いますけど——先ほどの努力が足りないということでの御指摘でございますけれども、今の計画、私どものシミュレーションでは、28年度までには一応申し合わせました耐用基準、これをクリアするように努力をしておるところでございます。特に御案内のように、本年度は日向市駅前交番、これについてはリースという新たな方式を導入しまして、経費を節減しながら、できるだけ多くの施設を確保するという努力をしておるところであります。このような努力で施設整備を28年までには順次進めまして、この耐用年数を超えるような狭隘、老朽な施設は解

消してまいりたいということで、長期スパンのそういう整備計画を持っております。

○山口委員 わかりました。決算審査の中で長期的なことを聞いたらいかんと主査のおしかりがあるかもしれませんが、じゃあ28年度までに今日までの4件ないし3件の建てかえペースでいったときに、28年度に解消するということは、率直にあと皆さんとしての懸案件数としては何件残ってるんですか。

○椎会計課長 耐用年数を経過しておるのが23でございます。本年度4施設を整備しまして、残るのが23施設であります。以上です。

○山口委員 463ページ、交通秩序の維持について聞かせてください。新しいスピードメーターが4台も入ったそうですから、心ひきしめなきゃいかんと思っておりますが、昨年度の交通違反者総数はどのくらいになるんですか。そして、その内訳はどんな状態かお聞かせください。

次に、その違反罰金額の総額はどれくらいになるんでしょうか。そして、時々社会問題化しております納付しない人がいるというのがあって、警察に対して逃げ得をしているようですけれども、そこらについてもお聞かせください。

○伊藤交通部長 違反の関係の御質問でございます。まず、昨年中の交通違反の検挙状況、件数でございますが、総件数が10万8,371件を検挙いたしております。内訳的には、いわゆる一番多いのはこの中ではシートベルト違反、これが4万3,000件を占めております。それから、携帯電話、今問題になっておりますが、これが5,400件、それから、いわゆる悪質違反といいますが、無免許は456件、それから飲酒が1,378件、それから速度違反が2万2,900件と、主な違反内容はこういうふうな状況でございます。

それから、2点目の今度は反則金の額という

ことでございます。平成17年中でございますが、反則金の納付があったものが5万9,110件、金額としますと、6億3,300万というふうな金額になっております。未納付は、ちょっと調べますので時間下さい。

○椎会計課長 先ほど山口委員の質問にありましたAPR無線機の関係ですけれども、これは契約はどうなっておるかということでございましたが、これは国の整備については一般競争入札を取り入れて、既に業者が決定しておりますので、作業を進めておりました。国費についても、同じ業者でないと秘匿性とかいろいろ問題がありますので、そういう特殊事情を踏まえまして、随意契約をしております。以上です。

○伊藤交通部長 今、資料がございました。納付率で最初に申し上げますが、98.3%が納付になっております。ですから、1.7%が不納付ということで、この不納付につきましては、昨年中も悪質なものが見つければ逮捕したりしておりますが、なかなか不納者そのものが住所がわからないというのもおまして、完全納付までは、まだ至っておりません。しかし、全国的な数字から言いますと、98%を超える納付率というのは宮崎県は高い方でございます。

○山口委員 先回りをされてしまいましたけど、その納付対策というのはどのようなものをおられますか。それと、言われましたけれども、全国平均納付率というのを参考までに聞かせてくださいませんか。

○伊藤交通部長 ちょっと全国の平均数字は今とりますので、これも手持ちがございません。それと、納付督促ですが、これにつきましては、基本的には現場で告知をして、納付、仮納付まで日にちがあるものですから、それぞれが納付期間中に納付していくのが原則なんですけど、そ

れで納付がなされないとすると督促等をずっとやっていくわけです。そして、最終的には、各受け持ちの警察署の警察官が納付をいわゆる督促するというのでやります。しかし、それでも納付ができない場合につきましては、場合によっては身柄確保、逮捕するという形で督促をしていくということでございます。しかし、全国の納付率は今ちょっと調べておりますけれども、やはり宮崎県人の特性だと思っておりますが、こういった督促をされる、督促の通知が来ること自体が非常に苦痛だと、だから、ほとんどの方が期間内には仮納付、納付をしていただけるという状況でございます。

**○山口委員** わかりました。じゃあ納付しない人のうち、住所不明、行き先不明というのは、オーダーとしては1割もいかないということなんですね。ほとんどはまだ県内に在住してて、例えば収入がないとか、それ以上に借金があるとか、いろんな状況で納めるにも納められないという人がほとんどであるという理解でいいんですね。

**○伊藤交通部長** 今、委員おっしゃったような理由だと思います。そのとおりでございます。

**○椎会計課長** 先ほど山口委員から質問のありました日之影駐在所の視察の結果を踏まえてということでございますが、これについては場所が不適ではないかと、傾斜地にあつて、高齢者の方が訪問されるのに不適じゃないかという御指摘がありました。これについては、昭和50年に建てられておる鉄筋コンクリート構造の施設でありまして、これについては建てかえが可能かどうかということなど、それからインターホンをつけまして上下連絡がとれるようにして、上から来訪者がある場合にはおりていって対応するとか、いろいろ現在ではそういう対応しか

今できないという状況で、私どもも十分視察の結果は聞いておりますので、検討は加えておるところであります。以上です。

**○山口委員** よろしくお願ひいたします。私どもの委員会はことし視察して、それはことしだから決算に関係ないじゃないかではなくて、16年度に視察をさせていただいた経緯がありますので、あえて伺ったところでありました。

なお、先ほどの無線機の話は、答弁でなかったものですから、携帯電話と違い、もう固定化されたものであると、私が発言の中で申しましたので、国費を補充、県費整備分含めて、もうメーカーが決まってるものということで答弁がなかったと私は理解しておりましたが、今のことで結構であります。

465ページに、同じように信号機の設置の17基が出てきておりますが、信号機新設整備の要望が多いことから、とこうなっております、設置をしてくださいというお願いの強い弱いというのはあるのかもしれませんが、おおよそ県民からあとどれぐらいの要望が上がってきているのかをお聞かせください。

次に、17基の工事に当たりましては、その工事の入札に当たっては1基ごとにやられるんですか。それとも、その市区町村とかあるいは町の形態状況によっては、1基2基をまとめてやられるんですか。そこらをお聞かせいただけませんか。

**○伊藤交通部長** まず、信号機の要望の関係ですが、例年見ておりますと、年間に300件近い数の要望であります。ただし、これはダブって来る数もカウントした数字でございますので、そのうちから年間に17基、17カ所じゃ少ないじゃないかという話も出てくるんですが、要望の具体的なやつを調査してみますと、先ほど申しま

したようにダブっておるやつと、それと必要性、これが余りないところもありますし、それから場所的に設置できない、用地がなくて滞留ができないような場所には信号機が設置できませんので、そういうもの、それから事故の発生率なり、先ほど警務部長がお話ししましたが、緊急性なり、そういうのを判断しながら決めていく。それと、やはり財政の問題が出てまいりますので、その兼ね合いを見ながら、去年は17基、17カ所ですけれども、これを設置したということでございます。

それから、入札の関係でございますが、これは年度通して一律にさっとやっしまえば、随分安くなることも出てくるんでしょうが、これは場所が各地域にまたがっておりますので、その地域地域、個別個別に判断をして、場合によって個別にお願いをしたり、あるいは統一のものをやる場合は年度を通じて同じやつを一斉に入札をお願いして、それを年間を通して配置していくという形をとってるようございまして、ケース・バイ・ケースということだろうと思います。

**○山口委員** 現在、捜査が進められていることに関連するわけじゃありませんが、どうしても私ども特別委員会を編成した時点で公共事業の発注のあり方ということについて、今回は特に注目していこうという部分もあったものですが、あえて伺わせてほしいのですが、ケース・バイ・ケースという話でありましたけれども、1基ごとに入札をされてる、そして、それはすべて競争入札であるという理解をしてよろしいですか。ではなくて、場合によっては、1基もあれば複数契約もあります、契約の仕方については競争入札もありますし随意契約もあります、そういう理解でいいんですか、ちょっと教えて

ください。

**○椎会計課長** お答えします。交通安全施設工事につきまして、平成17年度、契約の総件数が176件ありました。工事ですね。施設工事176件、うち入札が98、随意契約が78であります。およそ55対45、入札が若干多い状況であります。以上です。

**○山口委員** 私は、交通信号機だけに特定して伺ったわけですが、御丁寧に今176件の内訳の報告がありましたけれども、警察内に随契でなければならぬというのは例えばどんなのがあるんですか。

**○椎会計課長** 随契と入札の関係ですけれども、入札については、工事の価格が250万以上の分について入札をしております。それ以下の分については随意契約をしております。この契約については、いろんな条件がありますが、施工能力とかいろんな面を総合的に勘案して随意契約等はしております。以上です。

**○山口委員** わかりました。財務規則に従ってやる250万以下は随契できるという、じゃあ176件のうち入札98件ということですが、件数から比較しますと、55対45ぐらいに分布されますけれども、金額で比較できれば、例えばアバウトでいいですけれども、それは8対2とか7対3ということで圧倒的に入札制度の方が高いと、金額的にはですね。

**○椎会計課長** 今お尋ねのとおりであります。入札が当然80%以上を占めております。

**○山口委員** 信号機設置についてですけれども、かつて信号機のメーカーというのは、そんなにたくさんあるわけじゃなくて、発注する県警側は処罰をされませんでしたけれども、入札をした業者に対して公取が排除命令を出したことがあるんですね。メーカーを言えと言われれば、



私全部言えますけれども——皆さん方は工事を出そうとする。しかし、入札に参加する向こう側の方で、談合に近い申し合わせがされたりということになりますと、決して好ましい契約の仕方ではありませんから、過去、申し上げたように、公取が排除命令を出したということがあったのかもしれませんが。本県の場合、この17基の信号機の設置をやられるときには、すべて競争入札で、業者数は限られて、工事をする業者数は広いでしょうけれども、機械のメーカーですね。信号機のメーカーが特定されるものですから、そこらについては何か配慮をなされて入札をされてるんですか。

**○中園交通規制課長** まず、信号機設置の工事の関係ですけれども、信号機の場合はすべて入札で契約しております。随意契約はありません。それと、信号機は、信号機のメーカーと設置業者がありますので、信号機の購入分はメーカーから購入して、以前は設置業者とメーカー、これを一緒に設置工事ということで入札をやっていたような時期もあるようですけど、少しでも経費を浮かせるという意味で別々に契約しております。

**○山口委員** わかりました。先に言われてしまいましたけど、結局そうなんですよね。信号機のメーカーが強い結びつきを持った業者と一緒に入札に参加する。ですから、こちらのメーカー側の方でいろいろ打ち合わせをしまわうものですから、公取が排除命令を出してそれは相ならんということで、そこに一線引こうという話がありました。本県の場合には、じゃあ機材は別に買って、それを業者に頼んで設置させるという方法をとってるということでしょうか。

**○中園交通規制課長** すべてじゃありませんけ

れども、そのようにするように努めております。

**○井上生活安全部長** 先ほど山口委員の御質問の中で、少年サポートセンター運営の中の不良行為少年の補導人数につきましては、1万3,493人、これは延べ人員でございます。おわびして訂正をいたします。

**○伊藤交通部長** 委員お尋ねの全国の納付率、今数字をとってみましたが、全国のやつは17年の中が97.1%、本県が98%を超えておりますので、全国平均の方が約1%ぐらい低いということになります。以上でございます。

**○外山良治主査** 生活安全部長、資料のお願いが、先ほどあった延べ人数が1件と、たしか薬物に関する資料があったと思うんですが、今わかりますか。

**○井上生活安全部長** 平成17年中の薬物関係の検挙数9名の再犯というので、ちょっと帰って資料をめぐってみますので、後ほど御報告いたします。

**○十屋委員** 二、三お尋ねしたいんですけれども、まずこの資料の4ページで、家族報償費等の減ということがあったんですが、さっき駐在の話もあったんですけど、ある程度、家族、赴任する人たちの状況をわかっているの、年間当初でその変更があったのかどうか、ちょっとそのあたりのお話をさせていただきたいのが一つと、それから、これの6ページの上の方に、不用額のところで1,500万の高齢者講習及び運転免許取得時講習委託料等の減、これと、それからこの成果報告書の中の462ページの高齢者の事故の件数とが、片方で講習は減って事故がふえてるような感じがありますので、そのあたりちょっと御説明いただけますか。

それから、もう1点は、犯罪被害者支援センター、16年度に初めて設置されて、ずっと急激

に伸びてるんですが、上の成果指標の中で、目標値の65.0%と61.7%、それから平成16年度の64.3%、この数値の出し方といいますか、そのあたりを教えてください。

**○椎会計課長** 報償費の減になった理由、最初の一歩目の御質問でございますけれども、これについては、駐在所は大体家族で勤務をするのが普通でございますけれども、たまたま単身者を配置せざるを得なかったということで、報償費の減額が出ております。

2番目の高齢者講習、運転免許取得時講習の委託料の減ということですが、これは指定自動車学校に講習を委託しておりますが、受講した人数に応じて委託料を支払う単価契約としております。実際に受講された方が予測された人数を下回ったという必然的な不用額でございます。以上です。

**○伊藤交通部長** 高齢者の事故のお尋ねでございました。高齢者の関与事故件数でございますが、平成17年が2,851件ございました。高齢者の方が40名亡くなくなっております。以上でございます。

**○谷口参事官** 警務部参事官であります。犯罪被害者支援の評価について御質問がございました。この評価の方法は、まず一つが犯罪被害者支援に対する県民の関心の割合というのをアンケートをとっております。この評価が平成16年は64.3%でした。ところが、17年に0.7ポイント増加させるという目標を立てておりましたけれども、これが61.7%ということで、逆に2.6ポイントの減となりました。これがマイナスの要因でございます。しかしながら、プラスの要因といたしましては、指定被害者支援制度を効率的に活用しているとか、それから犯罪被害者支援が専門家のノウハウを生かして行われていると

か、それから犯罪被害者等早期援助団体に指定されておりますけれども、その支援体制が整ったことがよかったとか、これらを総合的に勘案して、平均値が84.1ということになりました。それで80%以上90%未満はBということですので、その評価がBとなったわけでございます。以上であります。

**○十屋委員** 単身者の方はそれで理解できましたけど、先ほど委託料の受講者数が下回ったので減ったという部分と、先ほど高齢者の2,851件、40名の死亡というところが相反するところが出てるので、そのあたりは今後どういうふうになされていくのかなというところ辺りが、当然17年度を受けまして18年度あるわけですよね。そういうところはどうか考えておられるのかをちょっとお聞かせいただけますか。

**○伊藤交通部長** 今お尋ねのように、高齢運転者の免許数は数字が出ておるものですから、もっと数字は具体的に出てくるはずなんですけど、この高齢者講習そのものは指定自動車学校に委託をして、指定自動車学校で講習を受けられるようにしてあります。そして、この講習を受ける期間でございますが、これが影響してるのかなと思うのは、前後を通じて3カ月余裕があるんですね。免許更新日の前2カ月、後1カ月、この間に講習を受けてくださいということでございますので、それが1点と、もう1点は、受ける側の指定自動車学校側の今度は体制の問題も若干あるんですね。3月ぐらいになってきますと、いわゆる若者が学校の休み期間に免許を取ろうということでふえてまいります。そうすると、この高齢者講習を受けたいという人も、済みませんが4月になって受けてもらえませんか、3カ月余裕があるものですから、そういうのも出てきまして、なかなか数字が予想より

かちょっと少なくなったと、それで減が出たということでございます。しかし、あくまでも学校側との協議といいますか、連絡をもっと密にしまして、大体平均して受けられるように、これはやっていきたいというふうに考えております。

それと、高齢者の方の講習の件が今出ました。確かに運転者もおれば歩行者の方もいらっしゃるわけで、なかなか高齢者の方に集合させて安全教育をやるということもやってはおりますが、実質的な効果がなかなか上がらないのが現状でございますので、今後は、今やっております高齢者の方の戸別訪問を実施しまして、みずから出向いて行って、各戸ごとにやっていこうと、これは年間2万件を超える数を実際やってるんですが、この数をふやしていこうということで、ことしからこれを強化しております。これを来年度もまた進めていかなくってはならないと考えておるところでございます。以上であります。

○十屋委員 わかりました。

次に、犯罪被害者なんですけれども、目標値、平均値が84.1%、アンケートの結果の数字を上げていくということなんです、この施策の評価にもありますように、意識啓発というのがかなり重要な部分かなと。そういう犯罪に遭われた方々は、よりどころとして、専門性を持った方に相談したり、いろんなカウンセリングを受けたりするので、大変助かってると思うんですが、この数値の目標値の上げ方というのも、政策評価だからしょうがない部分もあるんでしょうけど、何か別の数値といいますか、評価の方法は考えられないんでしょうか。それも警察サイドでやるべきものなのか。例えば執行側の行政も入ってますので、そのあたりとの協議の中で、この数値目標の設定の仕方というのは、単

に数字だけ上げればいいというものではないと思うんですけど、そのあたりはどういうふうに数値を見られて考えておられるか、ちょっとお話しいただけますか。

○谷口参事官 数値の設定につきましては、どのような目標を立てるかということで、今御指摘のとおり大変難しい面がございます。この数値目標につきましては、どのような項目であるかというのは、今は決められた5年間の範囲でやっておりますので、これでいきたいと思っておりますが、5年ごとの見直しをするようになっておりますので、もしちょっと現状に合わないじゃないとか、不合理じゃないかというようなことがございましたら、研究してその辺を改善していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○外山良治主査 暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

---

午後1時14分再開

○外山良治主査 分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、委員の皆様から質疑はございませんか。

○蓬原委員 454ページ、セーフティネットワークへの加入件数というのがあるんですが、これはどういうシステムなのかということと、どういう方が対象なのか、16年から17年度にかけて5倍ぐらいふえてますが、そのあたりの事業内容と対象者とどういう状況なのかということ。

○井上生活安全部長 セーフティネットワークについてであります。端的に申しますと、いろんな声かけ事案でありますとか、そういうもろもろの振り込め詐欺とか、そういう事案がございます。そういう実態を、いわゆる加入者といえますか、ネットワークに加入された方にリア

リアルタイムに情報を流してあげるといようなシステムでございまして、県の防犯・防災システムでありますとか、あるいは各警察署が各市町村あるいは各団体とのネットワークで結んでると、そういうシステムでございます。

**○蓬原委員** 要するに、犯罪の情報をリアルタイムに加入された方にインターネットを利用して流してあげるといことですね。

**○井上生活安全部長** そのとおりでございます。それと、犯罪の検挙状況でありますとか、そういう住民の方が不安に思っておられる事案の検挙があった場合には、こういうことで検挙いたしましたという情報もあわせて配信をしております。

**○蓬原委員** ということは、今の県内のインターネットの普及率というのがあると思うんですが、本当は100%入っていただくのが一番いいんでしょうけれども、現在の2,000何件というのは、まだほんの割合としては非常に少ない、大変少ないですね。目指すところはどこなんでしょう。

**○井上生活安全部長** 非常に今委員御指摘のように、確かに少ないんじゃないかという気はいたします。県の防犯・防災メールも加入目標が約2万人ちょっとぐらいを目標にしておるようでありますので、それに比べても少ないとなりますから、各警察署としましても、できるだけ携帯電話、パソコンの所有者、そういう方に加入してもらって、できるだけ広範囲に情報を伝達していきたいというふうには考えております。

**○蓬原委員** 私もインターネットをやるし、携帯も持ってるんですが、どこに申し込んで、どうすればいいのかというPRですよね。PR、これがどういう形でされてるか、意外と県民の方というのは、このシステムというのを恐らく

御存じないんじゃないかなと思うんですが、そこあたりのPRをちゃんとしてあげないと、せっかくおつくりになっても利用者がふえないんじゃないかと思うけど、どうでしょうか。

**○井上生活安全部長** 県の防犯・防災メール等につきましては、県のホームページにも加入の方法が載っております。空メールを県の方に送りますと、そういう必要なデータが返ってくるという部分がありますし、多分県あるいは警察の方も若干は県の防犯・防災メールには入ってるんじゃないかと思えますし、あるいは一般のボランティア団体、そういうのを独自に、「きよたけ郷ハートム」というのがございますが、ここも独自のネットワークを持ってまして、そこにも加入しておるといことで、県の場合には県のインターネットをぜひ見ていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

**○蓬原委員** 私も見てみたいと思います。ありがとうございました。

それと、456ページ、国際化対策強化事業、13年度から6名ずつ都合延べ30名の方がこういう外国語の研修はされてるとい思うんですが、決算でございまして、その実績はどうかといことになるんですが、これは1年間、単年度でやられて、どういう形でやっておられて、果たして1年間でどの程度語学がマスターできてるのかなといふふうに思いますが、そのあたりの評価はどうなんでしょうか。

**○谷口参事官** しばらくお待ちください。今、調べております。

**○吉田警察本部長** 調査の合間に一般的な御報告を申し上げますけれども、本県におきましては、来日外国人犯罪というものはずしもそう多いわけではございませんけれども、他方ではいわゆる入管法違反での不法滞在あるいは資格

外活動で、例えば夜の街で働いているという方はいます。そういう方は、例えば中国人ですとか、そういった方もいますので、そういう際には、ここの語学教養委託で学んだ警察官が通訳として活躍をすると、こういうようなこととございまして、やはり実地に、例えば外国に行ったりというような形で語学は勉強しませんと、なかなかそういう犯罪の取り調べの通訳というような状況には対応できませんので、そういった形で活躍をしておる者もございます。

**○谷口参事官** 海外の語学研修についての御質問でございますが、平成17年は韓国に1名、台湾に1名派遣しております。この前段階として、警察大学校の語学研修のために2年間入校させておまして、それぞれ実地の語学研修をさせているところでございます。以上でございます。

**○蓬原委員** 例えば、これからやはりどうしても、今は外国人の犯罪が少ないにしても、将来的にはふえていくからこういう事業をやっておられると思うんですが、いざ犯罪が起きたときの捜査といいますか、尋問というのかわからないけど、そのときには専門的な通訳というのは警察としてはちゃんと、いざというとき、すぐリアルタイムにできるように確保してあるということですか。

**○谷口参事官** 通訳については、それぞれ確保しております。警察官の中にも、英語であるとか韓国語であるとかいうのは、相当しゃべれる者もそろえております。以上でございます。

**○蓬原委員** わかりました。ちょっと話を変えます。この決算の6ページ、捜査報償費なんですけど、これは過去いろいろ問題がありまして、警察の方では、かなり遠慮されてるというか、監査の中でも過去いろいろ指摘があつてるようございまして、過去3年か4年でしょいか、

どの程度減らしてこられたのか、金額の推移をちょっと教えていただきたいと思います。

**○椎会計課長** 過去3年間の推移で申し上げますと、報償費の関係で――額をとということでございまして、執行額について申し上げます。15年が2,234万6,000円、16年が1,533万4,000円、それから17年が2,241万円です。以上です。

**○外山三博委員** 458ページの警察職員宿舎調査、PFI方式による宿舎をつくらうということで、私も県のこういうものをつくるときに、財政が非常に逼迫しておりましたね。非常に有効な方法だなと思って、今までも何回か質問したと思うんですが、去年はコンサルティング業務委託ということで調査をされておるようですが、その調査の結果、どういう内容になったかちょっとお願いします。

**○椎会計課長** このコンサルティングの結果については、細かいことはちょっとここに手持ちがございせんが、これを踏まえて、既に本年度の議会で承認していただきましたので、7月13日に地鎮祭を行いまして、既に事業に着手しております。一番問題となりましたいわゆる採算性、それから入居補償率、この関係も現在クリアできるものと私どもこのコンサルの結果で見えております。

**○外山三博委員** 県の金を持ち出さずに、民間の資金を利用して建築をしようということ、PFI方式というのは、そういう形でつukられ、今工事中ですかね。そうすると、18年度の予算には、この警察の予算には建築費用は計上してありませんよね。

**○椎会計課長** ございせん。

**○外山三博委員** 私が知りたいのは、どのぐらいの金額の工事費なのか、そして契約がどうい

う契約で払うようになっておるのか、そこ辺をちょっと知りたいんです。

○**椎会計課長** おおよそ3億6,000万程度の予算であります。

○**外山三博委員** それで、支払いというか、毎年払っていくお金は。

○**椎会計課長** これは40年間の貸し付け期間でありますので、それで事業者の方が借り入れて支払うということになります。県費を投入する分は、前回も御説明に上がりましたように、住居手当を負担していただくということになります。

○**外山三博委員** これは当初、いわゆるPFI方式ということで計画された。基本的には、その枠組みの計画のままですときているということでしょうか。

○**椎会計課長** そのとおりでございます。

○**外山三博委員** ちょっとそれですが、先ほど山口委員からありました交番等の改築、さっき話を聞いておりましたら、耐用年数を超えるのが20数カ所、そういう中で、これはモデルケースということで、この成果を見ながら次こういう方式をとるかどうかということが県全体であると思うんですが、その交番等の改築を、例えば一括して20数カ所をどこかの民間の業者に契約してつくってもらって使用料を払っていくという、そういう検討は交番に関してはまだされなかったんですか。

○**椎会計課長** 検討したことはございません。

○**山口委員** よその常任委員会にはマスコミがたくさん行っておりまして、私たちの常任委員会もいっぱい来るのかなと思ったら、ほとんど来ませんが、一応決算ですから、嫌らしい部分に触れるかもしれませんが、そこらについては御理解を賜りたいと思います。

ガソリンの値段が急激に上がってまいりまして、本部及び各所轄署にもかなりの警察車両があると思われます。昨年度の自動車整備費というところで上がってくるのかわかりませんが、燃料費はどれぐらいかかったのか、わかれば教えてください。

それから、いま一つは、一般のガソリンサービススタンドからのことなんですが、各所轄署として、例えば1カ所とか2カ所とか、指定してあるんですか。それとも、それは車両責任者が好きなところで入れて、署に請求を回してくれということになってるんですか。また、各所轄署は1カ所しか持ってないのか。あるいは、2カ所とか3カ所とか置いて、ある程度の価格の競争をさせるようにしているのか。そのことについて、県警本部として、こうあるべきだという一つ指し示すものがあるとするれば、そのことについて御説明をいただけませんか。

○**椎会計課長** 燃料費のことについての質問であります。警察車両等の燃料費は、17年度の最終予算額は1億7,450万1,000円であります。このガソリン等燃料の単価の契約についてですけども、これは宮崎県石油協同組合と各支部ごとの燃料単価の協定を締結しております。この単価については、県の物品管理課、これが調査します地区の市況調査価格をもって設定しております。当然宮崎市が安くて郡部が高くなるという傾向にありますが、各支部ごとにそれを行っております。現在、およそ600の支部の給油所で給油ができるようになっております。支部で申し上げますと、宮崎支部、それから日南・串間支部、都城支部、小林支部、西都支部、児湯支部、日向支部、延岡支部、西臼杵支部となっております。この組合に加入したところで給油をすることになります。以上です。

○山口委員 支部の数は全部メモることができなかつたんですが、結果としては、それは13警察署をブロックとしてという理解でよろしいんですね。

○椎会計課長 宮崎支部については、宮崎の本部、それから北、南、高岡、それから西都、そこまでがこの支部の範疇であります。

○山口委員 わかりました。じゃあ各所轄署に任せたままではなくて、トータルとしては本部が一括して一つの方針を示していると。あとは、ドライバーといいましょうか、それぞれの者がそれぞれ燃料の状況を見て、加盟している組合員のサービススタンドで入れるということで、給油する部分については、車を取り扱う責任者なのかドライバーなのかわかりませんが、そこに任されたということで判断してよろしいですね。

○椎会計課長 当然活動中の管内の活動における車両の使用ですので、それに適合した場所で組合員になつて給油所、指定された給油所であれば、これは構わないということです。

○山口委員 なかなか聞きにくいことを伺いますが、決して興味本位ではないことだけは御理解ください。年間、警察職員も多い年は70人、80人、少ない年では約20人弱の退職者が出てくるわけですが、過去、退職警察官がみずからの拳銃で犯罪を起こすということはなかつたんですけれども、制服でもって押し入りをはかつたというのが過去25年ぐらい前にあつた記憶があるんですね。そもそも警察法の中に、警察官の制服に似せた服をつくつてはいけませんというのがあつて、警備会社と言われるガードマンたちは、そこらを距離を置いてるんだそうですけれども、一説には、今や警察官の制服よりもガードマンの制服の方がより警察官らしい

ファッションだという話もあります。伺いたいのは、退職された方の拳銃はどうされてるんでしょうか。そしてまた、制服は官からの支給なんですか、貸与なんですか。いわゆる警察官として身につけてるものは、退職することによって、それはどのような形で収束を図られているのですか、お聞かせください。

○椎会計課長 拳銃についてですけれども、拳銃については、内閣府令で中央調達によりこれは条例定員等を勘案して警察庁から配分されております。制服については、これは支給品でありますけれども、使用期間、定められた期間が過ぎましたら返納させる。返納させた上で、リサイクルないし焼却ということで、使えないように処理をしております。これは、警察官が現地の工場までついていきまして、委託業者についていきまして、確実に裁断処理されておる、再使用ができないということまで確認をいたしております。以上です。

○山口委員 ありがとうございます。一説には、途上国の警察官に、日本の警察の制服が変わつた時点で、それを途上国に寄附してどうのとかあつたんですが、じゃあ本県の場合には、本県の責任でもって、そこらは全部処理されてる、拳銃については条例定数ということでしょうから、もちろん余りはないということでしょうけど、それはすべて国と県警察本部との関係で適切に処理されてるということよろしいですね。

○椎会計課長 そのとおりです。それぞれ警察官には1人1丁ということでこれは貸与されておりますので、それを所属長の管理下で管理しております。以上です。

○外山良治主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治主査 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦勞さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 37 分休憩

---

午後 1 時 41 分再開

○外山良治主査 分科会を再開いたします。

平成17年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成17年度決算につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料の 1 ページ、2 ページをお開きください。

見開きでお示しをいたしておりますが、「総合長期計画に基づく施策の体系表」でございます。

教育委員会では、一番左の列、二重線で囲んでおりますが、「未来を拓く人が育つ社会」を初めとします大きな 4 つの将来像を目指すために、その一つ右隣の列に枠で囲っております「子どもを生み、育てる環境をみんなで支える社会」から一番下の「文化・スポーツを通じたうるおいのある生活を送ることができる社会」まで、8 つの社会像を展開の柱といたしまして、各種施策を推進してきたところでございます。

とりわけ、上から 2 番目の「未来を拓く子どもが育つ社会」につきましては、その下に網かけをいたしておりますが、「はばたけ！宮崎の子どもたち～教育県『みやざき』の創造～」を大きなスローガンといたしまして、本県の子供た

ちが将来の郷土宮崎や我が国を担い、さらには世界に羽ばたいていく人材として育てるために、総合長期計画の施策の重点化を図り、取り組んだところであります。

それでは、施策や主な新規・重点事業の成果につきまして、3 ページの資料を使いまして御説明をいたします。1 ページおめくりいただきたいと思っております。

「はばたけ！宮崎の子どもたち」につきましては、1 の子どもたちを取り巻く厳しい環境や学力、体力等の相対的な低下への懸念など、本県教育の現状の分析・考察を踏まえまして、2 の重点的に取り組むべき課題につきまして、3 の（1）から（4）までの 4 つの施策の柱を「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」としまして、平成17年度より推進いたしているところでございます。

まず、3 の（1）「知」「徳」「体」の一貫教育の推進についてであります。県下150の小中学校を推進拠点校に指定いたしまして、小学校、中学校の 9 年間を一くくりとしました知・徳・体の到達目標の設定によります一貫性・連続性のある指導を推進するため、小中連携推進に努めたところであります。また、学力向上を中心としました 6 年間の計画的・継続的な特色ある教育を展開するため、県立宮崎西高等学校へ併設型の中高一貫教育校の設置に向けた取り組みなど、一貫教育の推進に努めたところであります。

次に、（2）学力向上対策の推進につきましては、本県児童生徒の学力の実態を把握・分析するとともに、学力向上に総合的に取り組むことを目指し、小・中学校学力向上推進や、普通科高校生の学力向上と進学指導における教員の教科指導力向上を図るハイスクール学力アップ総



合推進に取り組んだところであります。また、生徒数が減少する中にありまして、子供たちの切磋琢磨による特色ある学校や活力ある学校づくりを目指すために、西諸県地区の専門高校についての再編整備に取り組んだところであります。

次に、(3) 命を大切にす教育の推進につきましては、3年間ですべての小中学校を対象といたしまして、医師や助産師、戦争体験者等により命の大切さについての講演会の実施や、小学校と地域の老人クラブとの連携協力によりまして、高齢者の経験などを生かした取り組みを進めるとともに、全市町村におけます地域の特色を生かした子どもの体験活動への支援を通して、命の大切さや思いやりの心など、子供たちの豊かな心の育成に努めたところであります。さらに、小・中・高におけます全児童生徒の体力の実態を把握するとともに、各学校独自の体力向上プランの策定・実施への支援などに努めたところでございます。

次に、(4) 障がいのある子どもの教育の推進につきましては、小中学校におけるLD、ADHDなどの軽度の発達障がいを含め、特別な教育的支援を必要とするすべての児童生徒を支援するために、特殊教育から特別支援教育への移行に対応する特別支援教育プランを策定いたしましたところであります。また、障がいの重度・重複化や地域就学志向に対応するために、養護学校におきまして、できる限り障がい種の異なる児童生徒の受け入れに努めるとともに、盲・聾・養護学校がそれぞれの地域の特別教育支援センターといたしまして、障がいのある子供についての相談に応じるため、相談窓口の開設や巡回相談などに努めてまいりました。さらに、学校生活や学習面で困難を来しているLD等の

児童生徒が在籍いたしております小中学校や障がいの重い児童生徒が在籍する小中学校に非常勤講師を配置するなど、特別支援教育の推進・充実に努めたところであります。

続きまして、4ページをごらんください。

平成17年度決算事項別明細説明資料総括表でございます。

まず、一般会計決算についてであります。網かけをいたしております一般会計の計の欄をごらんください。予算額1,145億2,859万6,762円、支出済額1,142億3,165万8,783円、不用額1億8,548万8,979円、執行率99.7%であります。なお、不用額の主なものは、教職員の人件費であります。

次に、特別会計決算でございます。表の一番右側、備考の欄にありますように、特別会計は宮崎県立学校実習事業特別会計でございます。下から2段目の網かけの行、特別会計の計の欄をごらんください。予算額2億82万5,000円、支出済額1億7,701万513円、不用額2,381万4,487円、執行率88.1%であります。

最後に、資料の最後のページ、36ページをお開きください。

36ページは、監査結果報告書におけます指摘事項を記載いたしております。これらの指摘事項に対しましては、直ちに改善を図ったところでございます。

また、お手元の別冊となっております平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書におきまして、2件の意見・留意事項等がありましたので、これにつきましては後ほど担当課長から説明を申し上げます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○梅原総務課長 総務課でございます。

初めに、主要施策の成果に関する報告書について御説明申し上げます。今回報告書の記載が変更になっておりますが、その変更内容等の説明につきましては、先ほどの警察の分科会で説明をいたしましたので、当分科会においては説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

決算特別委員会資料の6ページをお願いいたします。

平成17年度の総務課の一般会計予算額33億3,546万円、支出済額33億3,171万4,630円、不用額374万5,370円、執行率は99.9%となっております。

続きまして、目の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明申し上げます。

同じページの中ほどにあります(目)事務局費でございます。不用額264万2,488円となっておりますが、この主なものは、一般職員の扶養手当などの職員手当等の執行残によるものでございます。

執行率で90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策についてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の405ページをお願いいたします。

上から3行目にあります(2)学力の向上を図る教育の充実の新規事業、下の枠囲みの中になります。小中連携推進事業に取り組んだところでございます。この事業におきましては、推進拠点校で小中学校9年間を一周くりとしました到達目標を設定しまして、その実現に向けて、小中学校合同の授業研究会や連絡会議など

の実施を図りまして、児童生徒の基礎学力の確実な定着を図ったところでございます。今後は、指導方法の工夫改善等に向けた取り組みを一層充実させますとともに、家庭との連携を図りながら全県的に取り組む必要があると考えております。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

総務課は以上でございます。

○小田財務福利課長 財務福利課関係について御説明いたします。

決算特別委員会資料の財務福利課のインデックスのところ、ページで言いますと8ページをお開きください。

一般会計の財務福利課合計では、予算額78億9,876万9,762円、支出済額77億6,037万8,099円、繰越額8,000万7,000円、不用額5,838万4,663円で、執行率98.2%でございます。

次に、1行下の欄をごらんください。

財務福利課の一般会計のうち、教育費でございますが、予算額76億6,976万1,762円、支出済額76億4,807万9,041円、不用額2,168万2,721円で、執行率99.7%でございます。

次に、特別会計でございますが、14ページをごらんください。

これは先ほど教育長からも御説明いたしましたが、特別会計、宮崎県立学校実習事業でございます。予算額2億82万5,000円、支出済額1億7,701万513円、不用額2,381万4,487円で、執行率88.1%でございます。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

まず、恐れ入りますが、前のページに戻りま

すが、10ページをごらんください。

まず、一般会計の目の執行残が100万円以上のものですが、(目) 高等学校管理費の不用額が1,040万8,099円となっております。この主なものは、海洋高校実習船に係る賃金、旅費及び役務費の執行残でございます。

次の(目) 教育振興費の不用額が508万6,068円となっております。この主なものは、産業教育設備の備品購入費の入札残でございます。

次に、13ページをごらんください。

(目) 文教施設災害復旧費の不用額が3,670万1,942円となっております。この主なものは、県ライフル射撃競技場の災害復旧事業におきまして、工法等の検討の結果による工事請負費の執行残でございます。

また、目の執行率が90%未満のものでありますが、同じく(目) 文教施設災害復旧費の執行率が49.0%となっております。この主なものは、本庄高校、延岡養護学校、県ライフル射撃競技場の災害復旧事業について、国の予算内示の関係により工期が不足することから、明許繰越としたものによるものでございます。

次に、14ページをごらんください。

県内農業系高等学校7校の農業実習に係る宮崎県立学校実習事業特別会計の(目) 高等学校管理費の不用額が2,381万4,487円、執行率88.1%となっております。この主なものは、実習の経費節減による需要費、備品購入費の執行残でございます。

次に、別冊、財務福利課の主要施策の主なものについて御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の財務福利課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。ページは407ページでございます。

1) いのちを大切に、自信や誇り、社会に

貢献する気概を育む学校教育の充実、(6) 時代のニーズに対応した教育の充実であります。

施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

教育のIT化事業でございます。本事業は、情報化に対応するため、県立学校の情報処理機器及びソフトウェアの整備充実を図り、情報教育の環境整備を行うものでございます。

主な実績内容といたしましては、平成17年度は、26校でリースによります教育用パソコンの整備、26校で教育用ソフトウェアの整備を行ったものでございます。

次に、408ページをごらんください。

(7) 特別支援教育の推進・充実であります。

施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

新規事業、養護学校スクールバス整備事業であります。本事業は、障がいのある児童生徒の就学機会の確保と保護者負担の軽減を図るため、養護学校にスクールバスを整備するものでございます。

主な実績内容といたしまして、平成17年度は都城養護学校と同小林校にバス3台を整備いたしました。

次に、2) 学校教育を支える基盤整備の推進、(2) 教育環境の整備・充実であります。

施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

まず、維持管理費でございます。本事業は、教育財産の実態を把握し、既存施設の維持補修、防災設備の整備、学校環境及び附帯施設等の整備を実施し、教育財産の良好な管理保全を図るものでございます。全58校を対象に、日常的に発生する軽微な修繕から外壁剥落防止、スチールサッシ取りかえ、養護学校や職員室の冷房設

備整備等の指定営繕等を実施しているものでございます。毎年度、各学校からの営繕要求箇所を調査しながら、総合的に判断して整備を行っているところであります。しかしながら、経年によります校舎等の老朽化が進む一方でございますので、今後もより一層効率的な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、右側の409ページをごらんください。

県立学校耐震対策でございます。本事業は、昭和56年以前に建設された非木造の校舎等のうち、2階建て以上または床面積200平米を超える建物の耐震診断を行い、補強工事の必要がある建物については補強工事を行うものであります。平成17年度は、耐震診断を40校82棟、耐震設計を9校11棟、耐震補強工事を8校8棟行ったものでございます。

次に、一つ下の県立学校改築でございます。本事業は、構造上危険な状態にある建物及び老朽化とともに機能性や利便性の低下した建物の改築を行うものであります。平成17年度は、16年度に引き続き、高鍋高校体育館の改築工事を行ったものでございます。

次に、410ページをごらんください。

育英資金貸与でございます。本事業は、将来有望な人材を育成することを目的として、向学心に富み、すぐれた素質を有する学生または生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し育英資金を貸与するもので、平成17年度は運営費等を含めまして6億7,069万5,000円の決算額となりますが、このうち貸付金を1,832名の6億6,188万4,000円貸与したところであります。

また、事業の拡充といたしまして、平成16年度より新たに専修学校の高等課程及び専門課程を対象に加え、貸与月額の増額改正、新規採用

枠の拡大や緊急採用制度の実施と予約採用制度の実施を行い、さらには返還開始時期と返還期間の改善を図っているところでございます。

次に、平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書について御説明いたします。

お手元の別冊審査意見書の22ページをごらんいただきたいと思っております。

諸収入について、中ほどの3であります。収入未済額6億2,970万2,669円の主なものとして、育英資金貸与事業の奨学資金貸付金が記載されております。これに関する意見としまして、恐れ入りますが、同じ資料の5ページにお戻りいただきまして、中ほどの④におきまして、「収入未済額については、前年度に比べ増加しているため、事案によっては法的措置を講じるなど適切な債権管理を行い、収入未済額縮減についてより一層の取り組みが望まれる」となっております。

育英資金におきましては、宮崎県育英資金返還促進取扱要領に基づき、本人及び連帯保証人に対し、電話、文書による通告・催告や債権管理人による訪問指導を実施しております。特に6月及び10月を滞納整理の重点期間として位置づけ、集中的な滞納整理に取り組んでおります。

また、返還者の生活実態に応じた返還方法を指導する一方、悪質な滞納者につきましては、簡易裁判所への支払い督促の申し立ての予告を行い、返還を開始させたところでございます。

さらに、返還義務や返還方法の周知を図り、滞納発生を未然に防ぐため、ホームページの公開や新規返還者への返還の手引きの配付を行ったほか、4月、10月、2月の年3回、納入通知書送付や返還状況通知に合わせまして、進学や未就業、罹災等により返還が困難な場合の猶予

申請につきましても、全員に内容を送ったところでございます。

これらの結果といたしまして、平成17年度の育英資金における滞納額は、平成16年度より約600万円の縮減が計られたところでございます。今後とも、次世代の若者の修学機会を確保、保障するため、法的措置を含めて厳正に対処しながら、返還率の一層の向上に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課でございます。

お手元の決算特別委員会資料、16ページをお開きください。

一番上の教育費の欄でございますが、学校政策課の予算額は9億5,523万8,000円、支出済額は9億4,912万2,460円、不用額611万5,540円、執行率99.4%となっております。このうち、目の執行残が100万円以上のものについて御説明させていただきます。

中ほどより少し下、(目)教育指導費の不用額が455万2,988円となっております。この主なものは、右端の欄に事業名を掲げておりますが、3番目の自己指導能力育成充実事業のスクールアシスタントの派遣費、その下、小・中学校学力向上推進事業の学力向上サポーターへの謝金、さらには、次のページになりますが、17ページをお願いいたします。17ページの右端の欄の4番目にあります国際理解教育推進事業の外国語指導助手の報酬及び旅費等の執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものについては該当がありません。

次に、主要施策の成果についてでございますが、こちらの厚い主要施策の成果に関する報告書の方をお願いいたします。

413ページをお開きください。

まず、表の一番上の新規事業、命を大切にす  
る心を育む事業であります。この事業では、近年、児童生徒に規範意識の低下や命を大切にす  
る意識の希薄化が見られますとともに、問題行  
動も低年齢化・多様化してきておりますことか  
ら、命の大切さについて考える講演会やイン  
ターネットの利用の危険性や有害情報について  
親子で学ぶ講座を小中学校で実施したところ  
であります。講演会の講師には、医師、助産師、  
住職など、命と直接かかわられる仕事をなさ  
てる方々を依頼いたしました。講師の実際の  
経験に基づく具体的な話を聞くことができ、子  
供たちに命の大切さを実感できる機会になっ  
たなどの報告を受けております。

次に、415ページをお開きください。

表の上から2段目、新規事業、ハイスクール  
学力アップ総合推進事業であります。学力向上  
を図るためには、各学校の学力向上の取り組  
みの活性化、教師の指導力の向上、生徒の学  
習意欲の向上など、学校、教師、生徒、三者  
それぞれに視点を当てた総合的な取り組みが  
必要であります。そのため、この事業におい  
ては、学校の活性化のため、普通科高校9校  
を学力向上推進モデル校として指定し、各  
校の学力向上への取り組みを支援したところ  
です。

また、指導力の高い教員を教科指導力向上  
支援教員として認定し、教員の資質向上を  
図るため授業研修会を実施するとともに、  
大学の受験を控えた県下の高校3年生を対  
象に合同学習会を行い、その模様を教員に  
広く公開したところであります。教員から  
は「非常に参考になった」、参加した生徒  
からは「他校の生徒たちと一緒に勉強する  
ことで刺激を受けた」などの感想をいただ  
いているところでございます。

児童生徒の学力向上を図ることは最も重要な

課題の一つでありますので、今後ともこのような取り組みを通して指導方法の工夫改善等を図りながら、学力向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

飛びますが、420ページをお願いしたいと思います。

表の上から3段目、新規事業、中高一貫教育校（併設型）設置事業でございます。この事業は、中高6年間を通じた計画的・継続的な指導を通しまして、すぐれた知性と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行うために、併設型中高一貫教育校設置に向けて検討や準備を進めるものであります。平成17年度におきましては、併設型中高一貫教育校設置推進協議会を設置し、設置理念等の検討を行うとともに、広報のリーフレットを作成し、県内すべての小学生に配布を行ったところでございます。これらの検討等を経て、来年4月には中高一貫校を宮崎西校附属中学校として開校する運びとなっており、現在、入学試験、そういうものの準備と開校に向けた最終的な準備に取り組んでいるところでございます。

421ページをごらんください。

表の一番上の新規事業、西諸県地区総合制専門高校設置事業でございます。この事業は、西諸県地区の生徒減少による専門高校3校、該当校は小林工業高校、小林商業高校、高原高校でございますが、その3校が逐次1学年2学級規模になることが予測されております。そのような中、生徒減少の中にあっても、生徒たちによりよい教育環境を提供することができることを目的として、県立高等学校再編整備計画に基づき、この3校を総合制専門高校として再編成するものであります。17年度におきましては、新しい高校が整備される用地であります小林工業

高校の中の地盤調査、新校舎の実施設計等を行ったところでございます。

最後になりますが、424ページをお開きください。

表の一番上の全国高等学校総合文化祭誘致・開催推進事業であります。全国高等学校総合文化祭というのは、言うならば、高校総体、インターハイの文化版というような大会でございます。本事業は、平成22年度に本県で開催することが内定しております全国高等学校総合文化祭に向け、その大会に向け、高校における文化活動の育成強化を図るものであります。17年度におきましては、8部門において生徒指導者向けの研修会を行い、技能の向上などを図りました。今後とも、大会開催に向け準備を進めるとともに、この文化祭が生涯にわたって文化に親しむ心豊かな児童生徒を育成していく契機となるよう、市町村や文化団体とも協力しながら、高等学校のみならず、小・中・高文化活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果報告につきましては以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○**渋谷特別支援教育室長** それでは、特別支援教育室分について御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、22ページをお開きください。

一番上の教育費の欄でございますが、特別支援教育室の予算額は、6億1,418万6,000円、支出済額6億473万9,233円、不用額944万6,767円、執行率98.5%であります。このうち、目の執行残が100万円以上のものについて御説明します。

同じページの上から3段目の（目）事務局費

でございますが、この主なものは、表中ほどに節で工事請負費というのがございますが、797万6,000円でございます。これは、清武養護学校高等部設置事業での校舎建築工事請負契約において、工事着工後、工法の見直しにより、契約額が減額されたための執行残等であります。

次に、下から5段目の（目）教育指導費でございます。この主なものは、めくっていただきまして次のページの一番下、負担金・補助及び交付金でございますが、42万7,000円、これは障がいのある児童生徒への介助支援事業を行う市町村に対する補助金でございますが、市町村の事業確定に伴う執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものについては該当がありません。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。

報告書、特別支援教育室のインデックスのところ、425ページをごらんください。

上から3行目にあります（7）特別支援教育の推進・充実についてであります。

まず、養護学校等医療的ケア実施であります。この事業は、経管栄養などの3つの医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活に必要な体制を整備するため、盲・聾・養護学校に看護師を配置するものであります。平成17年度は聾学校1校、養護学校7校の計8校に11名の看護師を配置し、重度の障がいのある25名の児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることが可能となり、保護者の負担も軽減されております。

次に、一つ飛んで障害児介助支援であります。この事業は、平成16年度まで国の緊急地域雇用創出特別基金事業を活用いたしまして、障がいのある児童生徒への介助支援を行っていた市町村に対し、引き続き単独事業としての取り組み

を促す目的で、介助等に要する費用を補助するものであります。平成17年度は、3市6町1村が本事業を活用し、介助の必要な34名の児童生徒が支援を受けることができました。

次に、一番下の特別支援教育システム構築であります。この事業は、従来の特殊教育の対象児童生徒に加えまして、小中学校の通常の学級に在籍している学習障がい等の児童生徒も含め、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、特別支援教育コーディネーターの養成、心理検査等を実施できる教員の養成、専門的指導力の向上支援の3つの事業を実施するものであります。平成17年度は、特別支援教育コーディネーター350名、心理検査等を実施できる教員91名を養成いたしております。また、専門的指導力の向上支援においては、すべての盲・聾・養護学校14校で、大学、専門機関等の講師等による40の専門講座を実施し、延べ3,249名が受講いたしたところでございます。

次のページをごらんください。

盲・聾・養護学校特別支援教育センター化であります。この事業は、盲・聾・養護学校が地域の特別支援教育センターとしての機能を発揮し、教育相談窓口の設置や巡回相談等を通じまして、地域の保護者や小中学校の教員の相談に応じるものであります。センター校としては、地域性等を考慮して養護学校7校とし、リーフレット等による地域の啓発や教育相談に必要な心理検査用具の整備などを行い、延べ約1,500件の教育相談を実施することができました。

次に、「みやざき特別支援教育プラン」策定であります。障がいのある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実現するため、本県の特別支援教育のあるべき方向性や具体的な施策について明らかにするもので、障がいのある子供

の誕生から卒業まで一貫した支援ができるよう、ライフステージに応じた7つの施策の柱、31の具体的な取り組みを提示いたしました。今後は、国の動向や本県における新たな課題、県民のニーズ等を把握しながら、計画的・段階的に具現化を図ってまいります。

次に、特別支援教育推進事業であります。これは、小中学校の通常の学級に在籍し、学校生活や学習に困難を抱えているLD、学習障がい等の児童生徒や、養護学校までが遠隔地にあるため、やむを得ず地域の小中学校に在籍している障がいの重い児童生徒に対しまして、適切な教育的支援を行うため非常勤講師を配置するものであります。平成17年度は、小中学校20校に配置し、個別指導や複数の教員による指導などを行った結果、対象児童生徒は落ち着くようになったとか、パニックがおさまったとか、集団行動がとれるようになったなどの大きな成果が得られました。

次に、428ページをごらんください。

上から3行目、(1) 障害者の自立支援や社会参加の促進についてであります。

知的障害者就労支援モデルであります。この事業は、知的障がい者の雇用促進を目的に、宮崎養護学校がビル清掃事業所から清掃業務に関する技術指導を受け、中学部及び高等部にビルメンテナンスの作業学習を導入するとともに、事業所は、県の委託を受けまして、県庁本館において養護学校卒業生3名に対するビルメンテナンスの訓練実習を行うものであります。卒業生は、事業所の指導を受けながら清掃業務を1年間継続でき、勤労意欲や技能、社会性が向上した結果、2名は清掃事業所に、残り1名も生産関係事業所に就労することができ、雇用の拡大につながったものと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○谷村教職員課長 それでは、教職員課関係について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の教職員課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。ページで言いますと24ページでございます。

一番上の段でございますが、一般会計、(款)教育費の欄でございますが、予算額987億1,487万1,000円に対し、支出済額986億1,334万197円、不用額1億153万803円、執行率99.9%でございます。

次に、目の執行残が100万円以上につきまして御説明いたします。

上から3段目の(目)教職員人事費1,200万6,669円の残でございますが、不用額の主なものは、報酬の644万965円、共済費の139万7,832円、賃金の221万6,834円、旅費の108万5,711円でございますが、これは学校行事等に伴い不要となった非常勤講師等に係る報酬、共済費、賃金、旅費の執行残によるものでございます。

次に、下から5段目の(項)小学校費の(目)教職員費でございますが、3,399万4,633円の残でございます。不用額の主なものは、給料、職員手当及び旅費の執行残によるものでございます。

次をおあげください。25ページでございます。

(項)中学校費の(目)教職員費2,301万7,856円、次の(項)高等学校費の(目)高等学校総務費1,920万7,514円、次の欄の(項)特殊学校費の(目)盲ろう学校費471万2,106円、同じく(目)養護学校費859万2,025円の執行残でございます。不用額の主なものは、小学校費の教職員費同様、給料、職員手当及び旅費の執



行残によるものでございます。

また、目の執行率90%未満については、該当はございません。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

**○豊島生涯学習課長** 生涯学習課関係について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の26ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上の欄になりますけれども、課全体の予算額は、7億1,409万8,000円で、支出済額7億1,192万2,293円、不用額217万5,707円で、執行率は99.7%であります。

さらに、目の不用額100万円以上のものは、上から3段目になりますけれども、(目)社会教育総務費が127万9,363円であります。この主な理由は、旅費の節約によるものと、市町村の補助事業費の確定に伴う補助金の執行残であります。

なお、目の執行率90%未満のものはありません。

次に、主要施策の主なものについて御説明をいたします。

別冊の主要施策の成果に関する報告書の生涯学習課のインデックスのところ、429ページをお開きいただきたいと思えます。

(1) 青少年の健全な育成のための家庭の教育力の向上の新規事業の家庭教育応援ネットワークモデル事業につきましては、7市町をモデル地区として延べ296回の戸別訪問を実施するなど、家庭教育の支援を図ってまいりました。

次に、ページをめくっていただいて、430ページをごらんください。中ほどになります。

(2) 青少年の健全な育成のための地域の教育力の向上の新規事業、豊かな心を育む子ども

の体験活動支援事業につきましては、子供の社会性等を養うため、宿泊体験や地域住民との交流活動などを県下で219事業実施をいたしました。

次に、ページをめくっていただいて、432ページをお開きください。

(1) 生涯学習推進のための環境整備についてであります。

表の2段目になりますけれども、生涯学習情報提供につきましては、生涯学習情報のホームページに8,896件の情報を登録し、年間28万1,402件のアクセスがございました。

次に、ページをめくっていただきまして、434ページをごらんください。

(1) 地域づくりを担う人材の育成の若人ひむか活性化塾につきましては、市町村や組織の枠を超えて若者が集う地域活性化塾によります地域交流活動を160回実施するなど、青年層のリーダー育成を図りました。

次に、その右のページ、435ページの(1)県民が文化に親しむ機会の充実の県立図書館奉仕活動推進費につきましては、図書資料を1万7,093点整備するなど、サービス向上に努めました。

主要施策の成果につきましては以上であります。次に、監査におきまして、基金の運用状況において意見がありました。

お手元の別冊資料、これはA4縦の白表紙ですけれども、下の方に宮崎県監査委員という記載がしてある資料になります。表題は「平成17年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」となっております。

この資料の55ページをお開きいただきたいと思えます。

宮崎県美術品等取得基金について、この55ページの3の欄ですけれども、審査の結果及び

意見としまして、2つ目の段落になりますが、「なお、近年は基金の活用がなされていないので、基金設置の趣旨を踏まえ、そのあり方について検討されるよう要望する」という意見であります。これは、県財政が厳しい中で、新たな美術品の購入を控えたため、基金が活用されなかったことによるものであります。今後とも、基金の活用には十分留意してまいりたいと考えております。

生涯学習課は以上でございます。

**○坂口スポーツ振興課長** スポーツ振興課関係について御説明を申し上げます。

決算特別委員会資料をお開きいただきたいと思います。スポーツ振興課のインデックスのところ、ページで申し上げますと、30ページをお開きいただきたいと思います。

スポーツ振興課の予算額は10億3,712万2,000円で、支出済額は10億409万2,710円でございます。翌年度繰越額は3,144万2,000円で、これは明許繰越費1件で、県体育館のアスベスト対策緊急事業が国の予算内示の関係等によりまして工期が不足したことによるものでございます。不用額につきましては158万7,290円で、予算額に対する執行率は96.8%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上のものはございません。

次に、主要施策の主なものについて御説明を申し上げます。

別冊の主要施策の成果に関する報告書をお開きいただきたいと思います。

スポーツ振興課のインデックスのところ、ページで申し上げますと437ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(3) 体育・健康教育の充実について、表の中では2番目にあります新規事業の子ども

体力育成事業です。小・中・高等学校にそれぞれ1校ずつに体力向上研究推進モデル校の指定を行い、各学校では体力テストの実施や体力向上プランの作成などを行い、研究の推進を図りました。また、親と子の体力づくり講習会を開催して、体力への関心と意識の醸成を行いました。

次に、表の一番下の新規事業の元気な子どもを育む食育推進事業です。地場産物を活用した学校給食を推進することによる地産地消の促進や児童生徒の食の実態の把握、分析に基づいた指導などを行い、家庭や地域における食育の推進を図りました。

次に、439ページをお開きください。

(1) 県民総参加型のスポーツの推進でございます。

まず、総合型地域スポーツクラブ育成促進事業につきましては、地域におけるスポーツ振興の中心的な役割を担う総合型地域スポーツクラブの設立に向けての普及啓発を行い、運営等にかかわる専門的な人材の育成に努めたところであります。

次に、表の一番下の県民体育大会開催事業です。平成17年度は、日向市を中心に、陸上競技など38競技に1万人を超す県民が参加し、各競技に白熱した試合が展開されました。これらにより、県民のスポーツへの参加機会の拡充を図ったところであります。

次に、441ページをお開きください。

(2) 感動と夢を与える競技スポーツの推進でございます。

まず、選手強化対策事業につきましては、国民体育大会での成績向上を目指すため、強化合宿への支援を行いました。

また、少年競技力向上ジュニア連携事業につ

きましては、小・中・高の一貫指導体制による合同練習会や地区別の指導者講習会を実施して、ジュニア層の育成を図りました。

次の新規事業のみやぎきトップアスリート育成事業につきましては、本県競技力の中心となる少年種別に対し、各地域においてスポーツ教室を開催するとともに、中学校や高校の競技力向上推進校を支援するなど、中・高校生のアスリート育成等を行い、競技力の向上に努めました。

次に、443ページをお開きください。

(3) スポーツを取り巻く環境の整備でございます。

表中2番目の生涯スポーツ拠点施設整備促進事業につきましては、市町村のスポーツ施設への整備を支援するため、4市1町への補助を行いました。これらの事業によりまして、県民の皆様がスポーツに親しむような環境づくりに努めたところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

**○米良文化財課長** 文化財課関係分について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の32ページをお願いいたします。

一番上の行ですが、文化財課の予算額は12億1,797万5,000円で、支出済額は12億1,568万94円、不用額は229万4,906円、執行率は99.8%でございます。

次に、目の不用額で100万円以上のものについて御説明いたします。

上から3段目、(目)文化財保護費が178万5,349円となっておりますが、その主な理由は、発掘調査に関する執行残や市町村の補助事業費

の確定に伴う補助金の残などがございます。

なお、執行率で90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

別冊の主要施策の成果に関する報告書、文化財課のインデックスのところをお願いいたします。444ページでございます。

2の(1)県民が文化に親しむ機会の充実についてであります。

博物館教育普及(特別展)につきましては、歴史や自然の学習の機会を提供するため、5つの特別展を開催したものであります。特別展の入館者数は、合計で4万8,111人となっております。

一つ下の考古博物館教育普及につきましては、考古学に関する学習の機会を提供するため、特別展や企画展、日韓交流展を開催いたしました。入館者数は合計で8万9,873人となっております。

また、西都原古墳群陵墓参考地の男狭穂塚、女狭穂塚につきまして、前年度に引き続いて地中探査を実施し、男狭穂塚は前方部前端の確認等により帆立貝形であることや、女狭穂塚の基部付近の根石列と思われる強い反射により、墳丘規模の拡大を確認いたしました。

次のページの445ページをお願いいたします。

(3)文化財の保護・継承と活用についてであります。

アカウミガメ保護啓発につきましては、宮崎、日南、延岡の野生動物研究会計3団体に委託しまして、上陸産卵状況の調査を実施し、1,417回の上陸を確認するなど、実態の把握に努めたところであります。

また、次の新規事業、民俗文化財等後継者育成事業では、文化財愛護少年団のリーダーを対

象とした交流事業の実施や、伝統芸能保存団体に対する助成などの支援により、後継者の育成を図ったところであります。

次の西都原古墳群歴史ロマン再生空間形成では、西都原考古博物館と一体的に古墳群の保存整備事業を行っており、111号墳の復元整備や46号墳の発掘調査を行い、西都原古墳群の活用促進を図りました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

**○遠目塚人権同和教育室長** それでは、人権同和教育室について御説明を申し上げます。

決算特別委員会資料の人権同和教育室のインデックスのところをおあけください。ページで申し上げますと34ページでございます。

人権同和教育室の予算額は4,087万7,000円、支出済額は4,066万9,067円、不用額は20万7,933円、執行率は99.5%でございます。

なお、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものにつきましては、いずれも該当がございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の人権同和教育室のインデックスのところをおあけください。447ページでございます。

まず、人権啓発資料についてでございますが、同和問題を初めとするさまざまな人権問題に対する児童生徒、教職員の理解と認識をさらに深めるとともに、学校や家庭、地域社会において、人権教育の一層の充実を図るため、人権啓発資料「ファミリーふれあい」を小学校、中学校、高等学校のそれぞれ1年生に配布いたしまして活用を図っております。また、人権啓発リーフ

レット「みんなのねがい」を作成いたしまして、児童生徒、教育関係者、あるいは一般県民の方々に配布をいたしました。

次に、新規事業、人権文化創造事業についてでございます。平成17年4月の宮崎県人権教育基本方針の施行に伴い、人権教育の基本的な考え方や学習方法等を示した宮崎県人権教育基本資料を全教職員に配布いたしまして、人権教育の理念の周知徹底に努めたところでございます。

次に、人権教育推進態勢の充実についてでございます。人権教育の推進に中心的な役割を担う市町村教育長、県教育委員会職員、指導主事等を対象に研修会を開催し、参加者の人権意識の高揚、指導力の向上に努めたところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

**○外山良治主査** 休憩をいたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時46分再開

**○外山良治主査** 分科会を再開いたします。

執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

**○山口委員** 主要施策の成果に関する報告書、407ページ、財務福利課に伺います。県単事業としてIT化の推進、結構なことでありまして、教育用のパソコンの整備、ソフトウェアの整備、また、下の方には県立学校のパソコン整備台数の推移等も書かれており、大変参考になり、ありがとうございます。そこで伺いますが、例えば一番下の整備台数の推移とありますけれども、このパソコンは購入なんですか、それともレンタルリースというシステムをとっておら

れるんですか、その併用なのですか、ちょっとお聞かせください。

**○小田財務福利課長** ここに掲げてございますのは、いわゆる学習用の台数ということで、これにつきましては購入の分とリースとございますが、今、教育委員会としましては、リースの方向で動いてございます。

**○山口委員** 例えば、教育用パソコン整備、26校とありますが、これは26校における、この部分だけをとらえてみたときに、それは入札によってリース先を選定されてるんですか。それとも、随意契約でもってやられてるんですか。そこらの手続の状況をお聞かせください。

**○小田財務福利課長** これは、いわゆるリースによる整備でございます。17年度、この26校につきましては1,005台、これにつきましてはすべてリースでございます。それと、入札の関係でございますが、すべて入札でございます。

**○山口委員** 御承知のとおり、県の官製談合等について司直の捜査が進んでおりますので、ある意味では質問の切り口がそちらの方に偏ることはお許しいただきたい、あるいは御理解いただきたいと思っております。

この入札については、県教育庁が中心になって行ってるんですか。それとも、予算の額を指し示し、あとは学校それぞれが主体的に行っているものなのですか、お聞かせください。

**○小田財務福利課長** いわゆる教育委員会としまして、指名審査委員会というのがございます。こちらが一応教育長が会長となりまして、総括次長、総務課長、財務福利課長、財務福利課長の技術補佐、あと必要な課長に集まっております。そこで審査し決定するものでございます。

**○山口委員** もうちょっと詳しく説明いただき

たいのですが、業者の選定は皆さんの方でやられると。その業者の中から、それぞれの学校が好きなように選びなさいという形をとってるんですか。それとも、個々の学校の部分についても、すべて県教育庁で審査をし、競争入札をさせてリース先を決定し、それをそれぞれの学校に割り振るという形をとってるんですか。

**○小田財務福利課長** 委員のおっしゃるとおりでございます。そういう形でやっております。

**○山口委員** わかりました。一番下の、うち更新したパソコンの台数が年次計画ごとになされておりました、IT化の推進ということを含め、平成13年度252台から昨年度894台を更新したと、こうなってるわけですね。よく問題になりますのは、例えばAという学校についてA'という納入業者が、これはこれまでうちが納めてたものだから、Bさん、Cさん、Dさん、それぞれ御遠慮くださいというのが、過去いわば業界の談合ということで摘発されたのが他県でありました。そういう意味では、廃棄し更新をするというときには、廃棄した契約企業は、必ずやはりその次の新規のときには入ってきてるんですか。それとも、それは一切関係なしに、皆さん方の方で、これまでのものはこれまでのもの、新しくリース契約をする入札については、その時点でまたガラガラポンでやってしまうという、どういう形をとっておられるんですか。

**○小田財務福利課長** この中身でございますが、894台、これにつきましては、すべてリースということでやっておりますが、いわゆる耐用年数がパソコンは5年ということで、業者の方に、これはパソコン導入が、以前の購入方式から、先ほど申しましたようにリース制というふうになっております。リースの中では当然いわゆる業者の方にそのまま買い取りといえますか、

廃棄処分として取ってもらうんですが、そういうことでやっておりますが、以前の購入につきましては、やはりその購入費も含めたものというような、ケースによっては若干違うようでございますが、先ほどから何回も申しますように、最近はリースということですので、業者の方でそのまま引き取っていただくという形で現在はやっております。

**○山口委員** ですから、その引き取る方法はわかりました。もう一回申し上げますね。Aという学校に対して従来A' というパソコンメーカーからリースを受けていた。その耐用年数がきた、使用年度がきた、そのパソコンについては、A' の企業にお返しをし、内部破壊をし、契約を切ることになりますよね。新たにリースを結ぼうという会社については、今まで契約してたA' と引き続き行うことになるのか。そうではなくて、A' B' C' D' とそれぞれ別々な企業を指名して、その中で再度入札をした結果、A' になったりB' になったりということもあるのですか。

**○小田財務福利課長** 今、委員がおっしゃったとおりでございます、新たに再度入札という形でやっております。

**○山口委員** それは、従来のリースを契約してたA' 企業は、意識的に入札に参加させるのか。それとも、それは意識的に外すことになるのですか。無作為にやった結果、A' が従来どおり入ってるということになるのですか。要は、例えば校舎とかグラウンド整備とかいう一回限りの工事契約等については、やはり厳しい積算をして、それぞれの業者がしのぎを削ることになる。ところが、リースというのは、後々のメンテナンスを考えたときには、そちらの方にうまみがあるので、極端な場合、宮崎県以外のとこ

ろで時々行われる一円入札なんていうのがあるんですよね。一回とっておけば、後はうちがずっといけると。ですから、そういうことを心配してあえて伺ってるわけですが、従来のリース契約を結んでた企業と契約を打ち切る、そして新しくリースを始める場合の従来の企業の取り扱い方、入札参加に対する取り扱い方についての考えというか、これまでの取り扱い方をお聞かせくださいませんか。

**○小田財務福利課長** 委員のおっしゃった例えばA' B' の企業、それに一切関係なく、一般競争入札ですべて現在はやっております。

**○山口委員** そういう意味では、従来のリース契約会社も当然入ってきているという理解でよろしいんですね。

**○小田財務福利課長** はい、そうです。

**○山口委員** 409ページの学校調度品木質化推進についてお聞かせください。県単事業で343万2,000円に対し100%の執行、内容は、机、いす等の木質化ということになっております。この事業実績が412ページに出されてるんですが、平成13年度の3校380から比較しますと、多少ふえた部分もあるんですが、平成17年、4校の171セットと、こうなっていますね。財政難のために、規模縮小されたのかもしれませんが、もう一方では、率直に申し上げますと、私の聞いたところ、不評なんですよね。それは、県産材とか国産材を愛用しようという観点から、皆さん方が教育の行政の中で実行されるというのはありがたいことだと思ってるんですが、やっぱりどうしても不格好になるし重いしと、こうなってきましたと、結果として、普通教室ではなかなか使えないと。結果、特別教室の方で使ってしまう。一方では、スチールパイプを使ったものは軽くて便利ということがありまして、単価的

にもそちらが安いと聞いております。そこらの実情をお聞かせいただけませんか。

○小田財務福利課長 この表の中で17年度だけ171セットという形で書いてございますが、実はこの県産材を用いました机につきましては、平成12年から16年度の5カ年で、先ほど委員がおっしゃいました特別教室等、実習室、こちらの方で導入をこの数字のとおり上げてきたわけでございますが、17年度につきましては、事業の内容を変えておまして、普通教室への導入を図りたいということで、試作という形でやっております。これにつきましては、J I Sの規格品が木の以前、林務の方とタイアップして事業を進めておったんですが、そのサイズが高校生の体格に合わないということで、それに合わせる木質の机、いすもつくりたいということで、平成17年から新たにこの事業を始めて、去年は4校に171セットを試験的に導入いたしております。これにつきましては、今後またこの改良も図りまして、できるだけ普通高校にも将来的には木質の机、いすも導入したいというふうに考えておるところでございます。

価格につきましては、相当な開きがございます。いわゆるスチール製、こちらの方が当然ぐんと安くなります。木の方がどうしても高くなるということでございます。

○山口委員 決算ですから、別に遠慮せず、手元に資料があるならお聞かせいただけませんか。

いま一つは、4校で171ということは、結局1校1クラス分ということの理解でよろしいんですね。

○小田財務福利課長 具体的に申し上げますと、その4校ですけど、一応そのモデルということやっておりますので、県北、県央、県南というふうに分けておまして、まず商業科の富島

高校の方に42セット、県央の方で宮崎大宮普通科に43セット、同じく中央になりますが、農業科ということで宮崎農業に43セット、工業系ということで都城工業の方に43セット、合わせて171セットを現在導入いたしております。

○外山良治主査 財務福利課長、先ほど山口委員が価格について出していただきたいと質疑がありましたから、お願いします。

○小田財務福利課長 スチールにつきましては約5,000円程度、木製の机、いすにつきましては、やはり3倍近くになりまして、1万5,750円程度に試算ではなっております。

○山口委員 やっぱこれだけの単価差を県産材の用途拡大と費用対効果というところでどう見るかというのは議論のあるところだろうと思いますが、そこについて私は申し上げません。ただ、言われましたように、なかなか現場にマッチしないという意見があるものですから、これは17年度の成果を踏まえ、できたら学校なり生徒なりのアンケートをとってでも、その結果をいわば製造現場にフィードバックされると、よりよきものができるように御努力をお願いいたしたいと思っております。

次に、412ページ、高等学校の生徒寮入寮者の推移についてお聞かせください。少子化でありますし、道路交通網の整備等も図られたことを踏まえて、平成13年のトータル270人が現在197人に減ったというのは、ある意味ではやむを得ないのかなという気もするんですが、西都でしたよね、オール木質化、県産材を活用されて鳴り物入りでスタートしたのは、ここだったと理解しておるんですが、当初の43名が、あの評判がよかったのが24人と、えらい激減したと思うんですけども、ほかの状況をちょっとお聞かせください。

○小田財務福利課長 西都の生徒寮につきましては、委員のおっしゃるとおり、木質化のすばらしいものができてございます。定員に対しまして入居率といいますか、かなり低くなっておるんですが、若干西都児湯地区の子供、生徒が激減してるといふことと、この近辺の子供たち、生徒たちが、宮崎の方にどうしても行くということで、西都地区、この西都寮につきましては、入居率が少なくなっているということでございます。

○山口委員 409ページに、学校教育を支える基盤整備の推進ということで、それぞれ事業が実施をされていますが、それぞれ聞くのは少しボリュームがあり過ぎますし、皆さんも大変でしょうから、例えば耐震対策だけについて伺いたいのですが、耐震設計9校、耐震補強工事8校とありますね。これは、業者の選定、入札・契約というのは、今、財務福利課だけで行っているんですか。それとも、土木部との連携をとって、実質的にはどちらがリードしながら、どういう形で行われているかお聞かせください。

○小田財務福利課長 この中で上げております耐震診断、これにつきましては当課の方でやっておりますが、下の設計なり工事、これにつきましては営繕課の方で執行いたしております。

○山口委員 そういう意味では、この耐震診断は皆さん方の課となりますと、それはすべて指名競争入札という形をとっているんですか。それとも、過去の実績を踏まえ、随意契約という形をとっておられるのかお聞かせください。

○小田財務福利課長 指名競争入札で行っております。

○山口委員 それでは、大変失礼な言い方ですが、皆さん方の財務福利課として、指名競争入札を実施するに当たっての技術力の判断、企業

規模を含めて、それを判断できる能力とでもいいますか、技術力は皆さん方の課の中にあるということですね。

○小田財務福利課長 最終的に当然教育委員会の方で決定いたすわけなんですけど、その際には当然土木の方のいろんな、いわゆるその企業の技術力なり実績等、そのあたりを十分勘案して総合的に決定いたしますので、土木からそういう情報はもらいますし、最終的には教育委員会の指名審査委員会で決定しているところでございます。

○山口委員 わかりました。耐震補強工事については、これは予算のみを示すだけで、あとはすべて土木部に任せていて、入札・契約については、皆さん方の課はかかわりはないということなんですか。

○小田財務福利課長 この設計と工事につきましては、こちらの方ではございません。

○十屋委員 私は、この大きな方で414ページの一番下のいじめ・不登校のところ、年々ずっと、17年度が特に伸びてるんですけど、そのあたりをどういうふうに判断されているのかというのが一つと、それから、その上の方に、公立学校におけるいじめの発生件数で0.4とか0.2とかあるんですが、これは国か何かの基準で数値をこのように出されるのか、そこをちょっと教えていただけませんか。

○飛田学校政策課長 まず1点目は、ふえていることについてどういう認識を持ってるかということでございましょうか。実はこういうことがございます。実はふえておりますのは、前年度がそこに示しておりますように33件、そして17年度が49件でございますが、特にふえたのが高等学校でございます。高等学校はふえてるんですが、そのふえた中身というのが、子



供が痛みを感じてるとか、あるいはいろんなことというのは、なかなか見えにくい状況があります。ところが、高校生になると、学校の先生がよくつかんでるといふ、それだけ子供たちもいろんな主張をしてくれる。それから、本人じゃなくて学校の先生、それから周りの生徒が教えてくれたというケースがかなりふえております。ですから、そういう意味では、ふえたことより、そういう目が育っていることは決して悪いことじゃない。やっぱりいじめはどこにでもあるというような認識をしながら、今後も指導していくことが大事だと思っております。

それから、上の方の表で、公立学校におけるいじめの件数につきましては、これは先ほどの件数を生徒1,000人当たりで割った数字でございます。全国との比較のために出している数字でございます。以上でございます。

**○十屋委員** 今の話で、全国との比較のためというのは、国か何かのそういう比較基準があつてされるのかというのが一つと、それから、今言われた高校生のいじめを見つける目といいますか、それがふえたというお話なんですけど、大人に近い状況の子供ですから、自分から言うということもできるんでしょうけど、逆に言うところ、小中学生の方が本来ならばよく接して、逆に見つけなければいけないのではないかなというふうに思うんですね。そのあたり、先生たちとかかわり合い方で、そこが見つけられないというところにもちょっと疑問があるんですけども、そのあたりはどういうふうに判断したらよろしいんでしょうか。

**○飛田学校政策課長** まず、国との比較につきましては、年度末に、今までですが、これからまたちょっと変わるかもしれませんが、国の方からある一定の基準が示されまして、本県に

おいても市町村に調査を依頼して、その実態を調べております。その結果が、整理をして実はせんだってお配りさせていただきましたが、あの形で整理をします。そのときに、国も同じように発表してますので、ある程度の目安にさせていただきますということでございます。

それから、もう一つのお話にありました小学校、中学校、特に小学校あたりについては、そういういじめを見つける目が必要じゃないかということは、本当に全くそのとおりだと思います。実はここに資料を持ってきたんですが、本県におきましては、いじめ、不登校、暴力行為への対応ということで、全教師にこれを持っていただいております。ただ持つただけではだめだということで、この前、お話しさせていただきましたとおり、実は今回、4つぐらい学校へ指導したところなんです。

1つは、どういうチェックをしていくのか、あるいはいじめに対応するときどう対応していくか、そういうチェックリストをもう一回学校で確認をしてくださという指導をいたしました。この中にも具体的には例えばこんなことを出してるんですが、登校時の朝の会では何となく元気がないとか、はっきりした理由もなく遅刻をするとか、一つ一つ、例えば授業が始まってから一人おくれて来た、そういうことはないかというようなことをいろいろ示してます。そういう意味でのチェック、あるいはその指導段階でのチェック、あるいは啓発をしていくとき家庭との連絡・連携のチェック、そういうことについて、もう一回学校でどう取り組むかチェックポイントをつくってください、あるいは再確認をしてくださというものが1点です。

それから、もう1つは、やっぱり先生方がどう意識をするか、年度当初にやったんじゃない

て、この機会をとらえて、もう一回研修をしてください、そのときはこういうテキストも使ってくださいというお話を申し上げました。

それから、3つ目は、家庭、地域と連携をとっていくことが大事だと、特に家庭については、啓発をしていただく、あるいは連携をとっていただくために、学校からいろんな保護者や地域への広報、そういうことをお願いしたいということをしました。

それだけではなくて、そのことを踏まえて、実施した結果、いろんな形のことを実施した結果どうであったかということをお話をさせていただきますということで、12月にお願いをしているところです。以上でございます。

**○十屋委員** 4つの学校に指導に行かれたときに、今から取り組まれてやられるんでしょうけれども、そのお話しに行かれた段階で、現場の先生方の声というのはお聞きになられたのか。それか、もしくは、今度の報告があるまで待たれるのか、そのあたり、やっぱり現場の先生方もいろいろ意見を持っていらっしゃると思うので、そのあたりの意見の交換というのはどうであったんでしょうか。

**○飛田学校政策課長** 実は、通知を出すと同時に、10月30日に県立校長会でそのことを直接お話をさせていただきました。それから、11月1日、2日には、各教育事務所ごとに小中学校の校長会、その場でそういう話をさせていただきました。それから、もっとディスカッションをした、やりとりをしたのは、これは県立学校ですが、直接うちが指導しますので、10月23日に県立学校の生徒指導主事会を行いました。その場で、そういうことを話題にして交換をさせていただいたところです。また、今後もそういう報告等を見ながら対応していきたいと思ってお

ります。

**○十屋委員** ありがとうございました。

次に、415ページの公立中学校、小学校で「よく分かる・大体分かる」の割合、パーセンテージ、小学校5年生と中学2年生が出て、100に対して82と68なんですけど、これは微妙にこの数字というのは難しいかと、ちょっと見せてもらったんですけど、68、82、よく言われる七五三教育で、上になればなるほど、だんだん理解度が落ちてくるというふうな話なんですけれども、これは実際、数値目標はどういうふうに、テストか何かやって平均値をとってやったのかとか、どういうふうな形で判断をされたのか教えてもらえますか。

**○飛田学校政策課長** その目標値は、本当にそんな数字が可能なのかとおしかりを受けるかもしれませんが、100%とさせていただきました。我々はやっぱり理想を求めてやりたいという気持ちで設定をさせていただきました。それで、この実際の数字はどういう形でやってるかというところ、いわゆる小中学校の学力調査のときに、一緒に意識調査をやっています。子供が直接その意識調査に、17年度の場合には業者に委託をしましたので、学校は全然経ない形で出した数字でございます。実際は、小学校、中学校で若干の差がございますが、ここで一番大事なことは、先生方がどうやって指導力をつけていくか、教員の資質向上、そういうことが一番大事だと思って今取り組んでいるところです。以上でございます。

**○十屋委員** 県教委ですから、小中学校ももちろん大事なんですけど、高校にはこういうのはないんでしょうか。専門校とかそれこそ普通の総合高校とか、いろいろバラエティーに富んでるので、一律にはその判断基準、難しいかもしれ

ませんが、いわゆる進学校、学力で言えばですね、進学校の中で、2年生なりをこういう判断基準でするようなものはないのか、ちょっとお尋ねします。

**○飛田学校政策課長** 全国比較をする数字は持っておりませんが、実は高等学校の場合はもっとシビアなことがありますして、その415ページに、ハイスクール学力アップ総合推進事業というのをやっていますが、この中あたりでお願いしていることは、数値目標を立ててくださいということをお願いしています。実は高校生になりますと、かなりシビアに先生方の授業の状況の評価をいたします。今、高等学校においては、数は正確に把握してませんが、ほとんどの学校で生徒による先生ごとの授業評価をやっていただいております。この先生の授業はよくわかるとか、この先生の授業は例えば板書が丁寧にしてあるとか、発問がきちっとされてるとか、それでそういうことを受けながら授業改善に取り組んでいただいているところです。

それから、ここには示しておりませんが、ハイスクール学力アップ総合推進事業というのは17年度の新規事業ですが、18年度の新規事業で、高等学校の専門高校に対しまして、専門高校のキャリアアップ総合推進事業というのをやりまして、少しとらえ方は違います。資格取得とか就職を意識しながらですから。しかし、そういう授業改善がそういうのに生かされるような取り組みを今取り組ませていただいているところです。以上でございます。

**○十屋委員** 一つ一つ言ってるわけじゃないんですけど、次の416ページの「ふるさと教育」を実施している公立学校の割合というのがあって、おおむね順調というんですけれども、72.3という数値目標の意味がちょっとわからない。これ

こそ100%にしなければいけないんじゃないかなと思って、67.3、68、21年が90と。ふるさと教育は、総合学習とかいろんな意味で、各学校、市町村の教育委員会によっては、副読本で、ふるさとの産業とか農業、いろんな伝統文化も含めて、いろいろ学習されてると思うんですが、この数字というのはちょっと意外に低いなと、目標設定が逆に低いなと思うし、取り組んでる割合が少ないのかなと感じたんですが、それはどういうふうに判断したらよろしいんでしょうか、この数字。

**○飛田学校政策課長** おっしゃるとおりであると思います。実はここにあらわしている指標のあり方がそういう点では正確ではなくて、実はどういう問いかけを学校にやって調べたデータかといいますと、学校独自にふるさと教育の教材を構築して、そしてふるさと教育をやっている学校がこれだけの数字でございます。今、委員がおっしゃったような意味において、総合的な学習の時間とか、あるいは地域の人材による講話だとか、あるいは遠足のときにもなぜここに行くのとかいうようなことでいえば、ほぼ100%の学校が何らかの形でふるさと教育には取り組んでる現状にあります。それをもう少し深くやりたいというような気持ちでこの指標は設定しているところでございます。以上でございます。

**○十屋委員** だから、この72.3とかいうのが、数字にするとこういう数字になるんでしょうけど、何か意外と、もっとやってる中身であれば、100なら100で自信持ってやればいいのかというふうに逆に思うんですよね。だから、この副読本作成で600万近くの予算が上がってて、それが逆に言うと生かし切れてないのかなというふうにも率直に思うんですけれども、それは

次のときにまた頑張ってもらえばいいと思いますが、一応大体そういうことで、ずっと見せてもらいまして、教育長、今、この政策評価の中で、大体「概ね順調」と「順調」がほとんどなんです。一部改善が見られると、スポーツ関係は見るとちょっと「一部に努力を要す」とかあるんですが、平成17年度の事業の中で、政策評価上は大変順調、AとBが多いように思うんですけれども、教育長の見解としては、そのあたりどういうふうに評価されるんですか。

**○高山教育長** 17年度の取り組みについてでございますけれども、県の総合政策課で行っております政策評価システムによりますと、教育委員会が所管しております施策が20ございます。その20のうちに、評価を行いまして、その成果の検証もしてるんですけれども、結果といたしましては、評価を行った20の施策のうち、その推進状況は、4分の3に当たります75%、私としましては15施策が順調または概ね順調と、残りの25%に当たります5つの施策につきましては、一部に努力を要するというふうに考えて、県教育委員会としましては、概ね順調に施策は推移しているんじゃないかというような考え方を持っています。以上です。

**○外山三博委員** 文化財課、お願いしたいんですが、また西都原、男狭穂、女狭穂の地中探査されましたね。それで私も大分関心があるものですから、地中探査の最後の方をお願いして、現場まで行って一緒に見せてもらいました。最終的な結論は、片一方の方は、帆立貝形古墳ということになったんですか。

**○米良文化財課長** 16年度で一応帆立貝形の可能性が高いということで、17年度、それをほぼ確定したという状況でございます。ただ、帆立貝形というのが、全国的に定義そのものが、本

当に確定したということまでの形ではなくて、前方後円墳の中でいろんな言い方があるということでございますが、本県としては、帆立貝形として一応ほぼ確定したという状況でございます。

**○外山三博委員** 私が子供のころ、中学校のころは、あれは教科書に載っておったのかな、あそこの男狭穂、女狭穂は前方後円形という知識がずっとあるんです。それから、あそこの入り口の大きな標示にも、そういう表現がしてあるんじゃないかな。ですから、これを、ほぼ宮崎県としてはということのようですが、そうであるならば、私は歴史的な大発見だなと思うんです。これはどうなるんですか。文科省に報告をして正式に決定するのか。宮崎県が公の場で発表することで終わるのか。そこ辺のところはどうなんですか。今後、いろんなパンフレットを含めた、西都原の公園の中の標示を含めて、そういう表現は現実に今変えてますか。

**○米良文化財課長** この帆立貝形というのが、最終的にはどこの役所がその文言で確定するというようなことではなくて、要するに学会の中でそういうことが認められてくるということになりますので、要するに、文科省がそういうことでその文言を定義するということではございません。

**○外山三博委員** 教育委員会としては、ほぼ帆立貝形ということで考えておるということですね。あと、それじゃ科学的に、そういう学会があるのかわかりませんが、そういうところが認定するのか、こういうものはどういうふうになってるんですかね。要するに、今後、教育委員会としては、せっかく新しい発見というか、こういう形のを発見されたわけですから、これをそのままにして、うやむやにしちゃいけ

ないと思うんですね。どこかで何らかの形で、そういう権威のある学会にきちっと書類をつけて出すなり、文科省に出すなり、そういう手順を踏まないともったいないと思うんですね。そこ辺のところは今どういうふうにお考えでしょうか。

**○米良文化財課長** この探査事業が16、17、18でございますので、その3カ年を終了した時点で報告書を作成いたします。その報告書をもとにしまして学会等で報告し、あるいは展示・公表して、その判断をまつという形になります。

**○外山三博委員** ということは、ことしもこの事業は、18年度も継続して調査が進行しておるわけですね。

**○米良文化財課長** そうでございます。

**○外山三博委員** わかりました。きょうは17年のですから、18年の決算認定のときにどういう報告書になったかということをもたお聞きしますが、しかし、どっちにしろ、きちんとした報告書をつくって、そして県民はもちろんですが、国民、それから宮崎の人たち、子供たちに、はっきりこれは片一方は前方後円墳じゃないよという周知徹底をやっていくのが教育委員会の、県の務めだろうと思いますから、そのことだけを申し上げます。

**○山口委員** いま一度、入札のあり方について確認をさせてください。409ページの耐震設計を例にとった場合に、耐震設計の発注に当たっては、土木部が出すデータあるいは資料あるいはアドバイスを受けながら、県教育庁財務福利課で決定をし、指名競争入札をする。耐震補強工事については、土木部の営繕課なら営繕課を通じ、技術面を含めてすべてそれは任せている。しかし、入札の結果、どここの業者を指名し、幾らで入札をし、落札率はこれだけでしたとい

う報告は当然皆さんのところにフィードバックされてるということでよろしいですね。

**○小田財務福利課長** その前に一言、委員の方にお断りなんですけど、先ほど設計もというふうに私申し上げたかと思いますが、耐震診断のみが財務福利課で、設計、補強工事、これにつきましては営繕課の方で執行ということで訂正をさせていただきます。

営繕課の方をお願いしておりますが、言われるとおり、最終的に入札率なり、そこ辺はすべて入札額等は情報は入れてございます。報告は上がっております。

**○山口委員** スポーツ振興課に伺います。442ページに、成果の指標と目標を掲げ、大変心躍る感じがいたしますが、一方では、例えば少子化を含めて生徒数が少なくなった、結果、割りつける教師数も少なくなったということで、中学校を例にとりますと、必ずしも生徒が望むだけの部活動が実施できないということがありまして、子供たちの意欲あるいは能力がありながらもなかなか発揮できない状況にあった。その結果、学校側とすれば、申し上げてるすべての児童生徒の、あるいは保護者の要求する部活動は設置できないとしても、例えば近隣の2校あるいは3校で一つのチームをつくることもできるわけですが、そのような実績というのは、17年度ではどのような状況だったのか、聞き及んでおればお答えください。

**○坂口スポーツ振興課長** 委員の言われました、今、合同部活動というのをやっております。人数の少ないところ同士が集まってチームをつくるということでございますけれども、実績についてはちょっとお待ちください。秋の大会で、ちょっと手元にはございませんが、記憶の中では3チームほどあったと思います。夏の大会では

ございませんけれども、秋の新人大会で3チームあったと今頭の中にあります。詳細な数は今ここにございません。

**○山口委員** わかりました。その結果、これは自分の要望になりますから省きますが、一方では、中学校で競技力をつけてきた選手が県内の高校に入学したがらずに、有名な指導者やあるいは学校を求めて県外に流出していく実績があるんですね。どの競技のだれとは申し上げませんが、そのようなことについて、皆さん方の立場は保護者や子供の夢をはぐくむ、あるいは育てるためには、傍観もやむなしということになってるのか。それとも、やはり競技力向上ということを考えて場合には、受け入れるだけの教育施設や指導者という意味で、どのような努力をなさってるんですか。

**○坂口スポーツ振興課長** 県外に流出する生徒も現実的にはおります。それで、私たちはできるだけ、できるだけというよりも100%県内にとどまってほしいというお願いはしております。そのお願いというのは、各中学校の校長先生あたりに、県内で育った子供たちについては、県内の高等学校に入れてほしいと、それが本県の競技力の向上につながるんだというお願いをしておりますけれども、各学校の監督さんあたりも、その学校に行って、生徒、保護者等々と面談をさせていただきながら、ぜひうちの学校に来てほしいんだというお願いもしているわけでございますけれども、私立のいろいろな条件面等々もございまして、県外にどうしても流れる生徒がいる。私たちとしては、校長先生方には、ぜひ県内にとどめてほしいんだと、そういう努力をお願いしますということをお願いをしているところでございます。

**○山口委員** 競技種目は別に問いませんが、皆

さん方の立場で、17年度あるいは16年度でも結構ですけれども、そういった意味での選手・生徒の県外流出状況というのはある程度把握されてるんですか。

**○坂口スポーツ振興課長** 17年度は、特に剣道、柔道あたりが県外に出ました。

**○山口委員** ありがとうございます。

17年度基金運用状況審査意見書について伺います。先ほど課長の答弁は、私、少し矛盾すると思うんですね。それは、財政状況が厳しい中でありましてということで、いわば緊縮財政運営を言いながら、もう一方では、活用されていないので、これを活用していきたいと思いたいというのは、これはちょっと違うと思うんですね。相矛盾する部分があると思います。ですから、率直に、それこそ上から来たわけじゃないでしょうけれども、財政状況を考えてやらなかったということになるのかもしれませんが、ちょっとそこらのいきさつをいま一度お聞かせください。

**○豊島生涯学習課長** この基金につきましては、平成元年度に3億円で一応設置をいたしまして、途中で5億積みまして、1億取り崩して現在7億円という基金を持っております。この基金は、美術品の場合がどうしても市場に出るのがなかなか予測がつかないということで、なかなか予算の編成には間に合わない。来年度何が出るかわからないのに予算を計上するわけにもいかないということで、まずは基金をつくって、基金で絵画、美術品を購入して、その購入したものは、翌年度、県に買い戻していただくということで一応基金制度を始めたわけでありまして。ですので、基金だけで勝手に動くということではなくて、あくまでも県の財政と直結をしておりますので、今、非常に厳しい財政状況にあると

ということがあります。それと、基金の運用につきましても、県当局との協議も必要になりますし、7,000万以上の美術品を買う場合は、議会の承認も必要になるということもありますので、そのあたり、今後、財政状況が好転していけば、もちろん基金を活用しながら、特に地元出身の作家の美術品等は購入していきたいという気持ちは、私どもも美術館も持っておりますけれども、現状では非常に厳しいので、現在、基金の活用は控えておるといふ、確かに裏表を使うような表現になりますけれども、そういったことで今回答弁をさせていただいたところでありませぬ。

**○山口委員** わかりました。次の意見があったけれども、今のでよろしいです。監査の意見として出されたときに、基金の活用を図るといふことは、買えということなんですよ。それは欲しいものがなかったから買わなかったということと財政が厳しいので今回は見送ったというのは、どちらかという、行政執行の面に対して買いなさいと、活用しなさいといふことはね、そんな立場にあるのかなと思ったんですが、結構です。

**○坂口スポーツ振興課長** 先ほどの山口委員の合同部活動でございますけれども、県大会ベースで申し上げますが、16年度が5チーム参加いたしました。ソフトボール女子で高鍋西と唐瀬原、軟式野球で西岳、庄内、北方、福島、それからバレーボール女子で西岳と都城西中、それから岩脇、日向の合同チーム、それから17年度は2チーム、ジュニアラグビーで櫛中と住吉中が合同で、庄内、沖水が男子バレーで合同で出ております。以上でございます。

**○山口委員** 先ほどの十屋委員の質問に関連をします。今回、安倍総理の諮問機関の中に教育

審議会というのがありまして、この全国的な問題になってますいじめのことについても、この一つが挙がってます。前回の定例会の中での十屋委員の発言もありまして、なぜいじめられたのが転校して、いじめたのがそこに居座るんだと、私もそのとおりと激励のやじを飛ばしましたが、今度の審議会の中では、それが真剣に議論されてるんですよ。いじめた側に原因がある以上は、彼らの立場を云々と。この49件という中で転校をした例といふのはどれぐらいあるのですか。それから、いま一つは、皆さん方の学校運営の中で、いじめた側を転校させたといふ例はあるのですか。

**○飛田学校政策課長** 17年度の実績を調査いたしますときに、住居を変更しないで、いじめによって転居をした例があるかどうかと一緒に調べさせていただきました。その中には17年度ではございません。それから、今の小中学校の話ですが、いじめた側の生徒が転校をしたといふ例につきましては、そういう例はございませんが、高等学校等では、それに当たるかどうか、ちょっと違うかもしれませんが、例えば問題行動があつて、本人が明らかに非がある場合には、家庭謹慎とかいふような措置をしますので、転校はしておりませんが、一時的に教室から別なところに行ったり、あるいは家庭で謹慎をしたりといふような措置をしている現状でございます。以上でございます。

**○山口委員** その小中学校の場合は、数値としてお持ちなんですか。

**○飛田学校政策課長** どの数値をとということでしょうか。

**○山口委員** いじめられたことによる転校です。

**○飛田学校政策課長** 調査をいたしまして、17年度についてはゼロという報告を受けておりま

す。

**○山口委員** 障がい者に対する配慮についてお聞かせください。実は議会の中でも「障害者」の「害」を平仮名で記述すべきだという意見があります。これは結構教育関係者の中で議論のあることでありまして、「障害者」の「害」というのは、差しさわりのあるという害ということで、もともとは高圧電線の地中への漏電を防ぐ碍子の碍、電気が地中に放たれるのを妨げるというその碍子の碍を書くんだという説がありますが、例えば損害賠償とか被害を受けるというときの害、そこまでは公務員ということでのよるしいのかもしれませんが、今度は農作物を荒らす害虫ということになってきますと、全くそれは意味が逆になってしまうということで、結果として「害」という言葉を平仮名で記述しようと、実はこの中では「害」が平仮名になってるんですよね。なるほどなと思いましたが、一方で、主要成果の中では「害」は従来どおり記述されてるんですね。ですから、成果を印刷されて、こちら製本される間に、皆さん方として、大きい何か政策の転換があったのかなと思うものですから、決算に関係ないことはないんです。資料のことですから、お聞かせいただけませんか。

**○渋谷特別支援教育室長** 「障害」の「害」を平仮名で扱うことについては、この委員会の中でも一度御報告したことがあります。その際、教育委員会といたしまして、統一した取り扱いとして、「障害」の「害」を平仮名として扱うということにしたものです。したがって、教育委員会がつくる資料、可能な限りの公文書については障がいの「がい」を使う。しかしながら、この主要成果につきましては、全庁的に扱うということから、障害の「害」は漢字で統一をし

たといふう聞いております。以上でございます。

**○山口委員** わかりました。じゃあ「害」を平仮名で書くのは、教育委員会としては一つの方向としてオーソライズされてるけれども、全庁的にはそこまでいってない。せつかく皆さんがそういう政策をとられようとするなら、担当部局と議論をした上で、ある意味では全庁的に広げてもいいのではないだろうかという気がするんですね。だから、よそは知らないですよ。これはというものを、一つのやり方かもしれませんが、今後の御検討を含めてよろしく願いいたします。結構です。

**○外山良治主査** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

---

午後3時49分再開

**○外山良治主査** 分科会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、審査の最終日に行くことになっておりますので、12月1日の14時に採決を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治主査** それでは、次の分科会は12月1日14時開会と決定いたしますが、なお、変更があり得るということ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

以上で本日の分科会を終了いたします。

委員の皆さん、本当に長時間、御苦労さまでございました。

午後3時49分散会



平成18年12月1日（金曜日）

---

午後1時31分開会

---

出席委員（8人）

主	査	外山良治
副	主査	湯浅一弘
委	員	松井繁夫
委	員	外山三博
委	員	中村幸一
委	員	蓬原正三
委	員	十屋幸平
委	員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩 義 広
議事課主任主事	大野 誠 一

---

○外山良治主査 それでは、分科会を開会いたします。

本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治主査 議案第7号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。

主査報告の項目として、特に御要望等はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治主査 それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治主査 ないようでございますので、以上で分科会を終了いたします。

委員の皆さん、本当にお疲れさまでございました。

午後1時32分開会